

中川村障害者計画
第7期障害福祉計画
第3期障害児福祉計画

中川村
令和6年3月

目次

第1章	計画策定の基本的な考え方	1
第1節	計画策定の背景と趣旨	1
第2節	SDGsを踏まえた計画の推進	5
第3節	計画の位置付け	6
第4節	計画の期間	8
第2章	障がい者を取り巻く現状	9
第1節	中川村の人口	9
第2節	障がいのある人の現状	11
第3章	施策の展開	22
第1節	基本理念	22
第2節	基本目標	22
第3節	施策の体系	23
基本目標1	障がいを理解し障がい者の権利を守る仕組みづくり	24
基本目標2	地域で安心して暮らし続けるための仕組みづくり	26
第1節	相談支援体制と福祉サービスの充実	26
第2節	安心して暮らせる社会生活の充実	28
第3節	保健医療等との連携	31
基本目標3	障がい者が活躍できる地域づくり	34
第4章	第7期障害福祉計画	36
第1節	成果目標	36
第2節	障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の実績と目標値	37
第5章	第3期障害児福祉計画	45
第1節	成果目標	45
第2節	障がい児支援事業の見込み量	46
第6章	計画の推進体制	48
資料編	49

※ 「障害」及び「障がい」の表記について

本計画では、法令等に基づく制度や事業等の固有名称などについてはそのままの表記とし、特定の事項を示さない一般的な表現や言い回しについては「障がい」と表記します。

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の背景と趣旨

(1) 背景と趣旨

中川村ではすべての障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる村の実現をめざし、「障害者計画」「障害者福祉計画」を策定し、障がい者施策に取り組んできました。

この計画においては、障がい者の高齢化、障がいの重度化・重複化が進行するとともに、その家族介護者の高齢化により、“親亡き後”の生活への不安が顕在化していることから、関連する法改正等の動向を踏まえ、多様化、複雑化する障がい者ニーズに的確に対応しながら、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進することが求められます。

第5期障害福祉計画策定時には国の指針において、障がい児支援の一層の充実を図るため、市町村に「障害児福祉計画」の策定を義務付けられ、村では平成30年（2018年）に「障害者計画・第5期障害福祉計画」に合わせ「第1期障害児福祉計画」を策定しました。

障がい者をめぐる社会情勢や、必要とする支援ニーズの多様化、抱える課題の複雑化に対応するため、令和6年度（2024年度）に、「中川村障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」といいます）を策定します。

また、村の最上位計画である「中川村第6次総合計画」や本村の福祉行政における最上位計画である「第1期中川村地域福祉計画」との整合を図り、障がい者福祉施策を進めていきます。

(2) 障がい者施策をめぐるおもな法律制定・改正と近年の動き

① 「読書バリアフリー法」の施行

令和元年（2019年）6月28日公布・施行。県や市町村は国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定および実施する責務を有することとなりました。（正式名称「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」）

② 「障害者差別解消法」の改正

令和3年（2021年）5月改正、令和6年（2024年）4月1日施行。障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供の義務、差別解消に向けた取組みに関する要領を定めることなどが規定されました。

③ 「医療的ケア児支援法」の施行

令和3年（2021年）6月18日公布、令和3年（2021年）9月18日施行。医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるよう基本理念を定めるとともに、国、県、市町村の責務が明確化されました。県や市町村は、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する」とされました。（正式名称「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」）

④ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行

令和4年（2022年）5月25日公布・施行。障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進するために制定されました。県や市町村は「基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされました。（正式名称「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」）

⑤ 「障害者虐待防止法」の改正

令和4年（2022年）6月22日改正、令和5年（2023年）4月1日施行。市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられました。

⑥ 「障害者総合支援法」の改正

令和4年（2022年）12月16日改正、令和5年（2024年）4月1日施行。この法律では、障害者基本法の理念の実現に向け、障がい者の範囲や支援の見直し、サービス基盤の計画的整備等が定められています。また、障がい福祉サービス等の対象に難病患者も含まれることになりました。

なお、改正の概要は以下のとおりです。

- 障害者等の地域生活の支援体制の充実
- 障害者の就労支援および障害者雇用の質の向上の推進
- 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- 難病患者等に対する適切な医療の充実および療養生活支援の強化
- 障害者・難病等についてのデータベースに関する規定の整備
- その他

⑦ 「障害者雇用促進法」の改正

令和4年(2022年)12月6日改正。これまでも法定雇用率制度の見直しなどが行われてきましたが、この改正においては、雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化、有限責任事業組合(LLP)算定特例の全国展開、在宅就業支援団体の登録要件の緩和、精神障がい者である短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長(以上、令和5年4月1日施行)、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障がい者、精神障がい者の算定特例、障害者雇用調整金、報奨金の支給方法の見直し、納付金助成金の新設・拡充等。(以上、令和6年4月1日施行)

⑧ 「第5次障害者基本計画」の策定

令和5年(2023年)3月策定。令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間。基本理念として、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。」とされています。

また、基本原則として、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調が掲げられています。

⑨ 「難病医療法」の改正

令和4年(2022年)改正、令和6年(2024年)4月1日施行。難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指すことが理念として掲げられています。また、難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その対象を拡大するとともに、相談、福祉サービス、就労や社会参加への支援も充実することなどが定められています。

なお、改正の概要は、以下のとおりです。

- 障害者等の地域生活の支援体制の充実
- 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
- 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
- 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

- 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備

⑩ 「児童福祉法」の改正

令和4年（2022年）6月改正、令和6年（2024年）4月1日施行。改正の概要は、以下のとおりです。

- 子育て世帯への包括的支援に向けた体制強化・事業拡充
- 児童や困難を抱える妊婦などへの支援の質の向上
- 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等への自立支援強化
- 児童の意見聴取などの仕組み整備
- 一時保護開始時の判断に関する司法審査導入
- 子ども家庭福祉における実務者の専門性向上
- 児童をわいせつ行為から守るための環境整備

⑪ 子ども家庭庁の創設

令和5年（2023年）4月1日発足。子どもを中心とした「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要とされたことにより、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について」が令和3年12月21日に閣議決定されました。

障害福祉施策の所管については、以下のようにされています。

- こども家庭庁は、子育て支援施策の中で障害や発達に課題のあるこどもへの支援を所掌し、障害児の福祉の増進や保健の向上（障害児福祉サービス、医療的ケア児への支援等）を担う。
- 厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保健の向上（障害者に対するサービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等）を担う。

本庁の設立により、障がい児支援の強化と障がい児・者支援で断絶が生じないように、厚生労働省と連携して取り組むとしています。

第2節 SDGs を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標) とは、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

令和 12 年 (2030 年) を達成年限とし、経済・社会・環境などに係る 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、令和 2 年 (2020 年) からの 10 年を SDGs 達成に向けた「行動の 10 年」とされています。

中川村では、持続可能な発展のために SDGs に照らし合わせた取り組みを積極的に取り組むとともに、個人、企業、NPO などと連携し、積極的に経済・社会・環境等の課題に関わることであります。

本計画の上位計画である「第 1 期中川村地域福祉計画」においても、当該目標を踏まえ、推進していくとしていることから、本計画についても同様に SDGs の観点も踏まえ、「誰一人取り残さない」地域の実現に向けて、計画を推進していきます。



第3節 計画の位置付け

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「中川村障害者計画」・「第7期障害福祉計画」・「第3期障害児福祉計画」から構成されます。

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいた計画であり、国の「障害者基本計画」、県の「長野県障がい者プラン」に即した市町村計画であるとともに、策定にあたっては、上位計画である「中川村第6次総合計画」、「第1期中川村地域福祉計画」、「第2期中川村子ども・子育て支援事業計画」などと整合性を図るものとします。



図_計画の位置づけ

(2) 計画の根拠法

① 障害者計画（障害者基本法第 11 条第 3 項）

障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定するものです。障害者計画は村の障がい者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにするものです。

② 障害福祉計画（障害者総合支援法第 88 条第 1 項）

障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画として策定するものです。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保、障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を明らかにするものです。

③ 障害児福祉計画（児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項）

児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画として策定するものです。障害児通所支援等の提供体制の確保と円滑な実施、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするものです。

(3) 障がい者の概念

本計画における「障害のある人」「障がい者」の概念は障害者基本法第二条第一項に規定される「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

(4) 圏域の考え方について

本計画では、本村のみで対応が困難なサービスや市町村域を超えて連携するべきサービスについて、県が設定する「障がい保健福祉圏域」（上伊那）や圏域南部の地域（駒ヶ根市、飯島町、宮田村、中川村）の範囲で設定します。

第4節 計画の期間

(1) 中川村障害者計画

都道府県障害者計画である「長野県障がい者プラン」の計画期間に合わせて、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間を計画の期間とします。

(2) 中川村第7期障害福祉計画

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画の期間とし、令和8年度に見直しを行います。

(3) 中川村第3期障害児福祉計画

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間を計画の期間とし、令和8年度に見直しを行います。



図_計画の期間

第2章 障がい者を取り巻く現状

第1節 中川村の人口

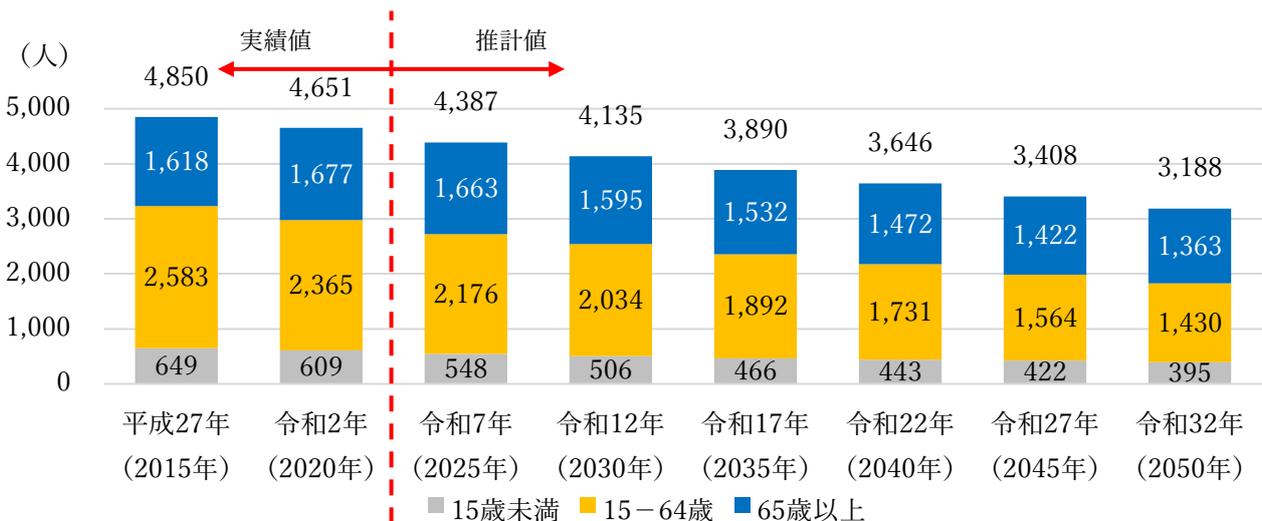
村の人口は、国勢調査によると昭和60年（1985年）の5,578人をピークとして減少に転じ、以降減少し続けています。

令和2年（2020年）の国勢調査結果による将来推計人口は、総数の減少とともに、15歳～64歳（生産年齢人口）及び15歳未満（年少人口）がそのまま減少していくとされています。一方で、65歳以上（老年人口）は令和2年（2020年）までは増加しましたが、令和7年（2025年）以降は減少に転じると予測され、人口総数の減少に追い打ちをかける形となっています。



図_総人口と3区分別人口の推移

出典：e-Stat「国勢調査」総務省統計局を加工して作成



図_人口の推移（将来推計人口）

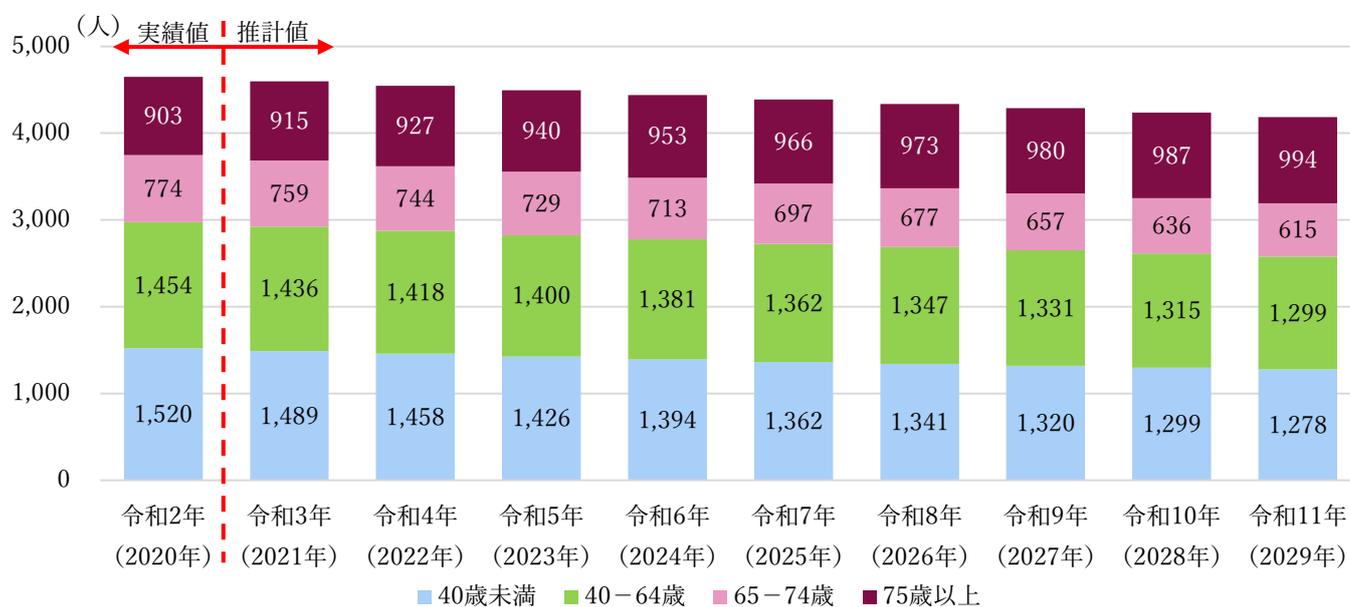
出典：e-Stat「国勢調査」総務省統計局を加工して作成

※グラフは「国勢調査」総務省統計局、「都道府県・市区町村別の男女・年齢（5歳）階級別将来推計人口-『日本の地域別将来推計人口』（令和5（2023）年推計）」国立社会保障・人口問題研究所 (<https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/3kekka/Municipalities.asp>) を加工して作成

また、本計画の期間（令和 6 年度～令和 11 年度）を含む令和 12 年（2030）年までの 40 歳以上の将来推計人口は以下のとおりです。

	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)	令和 6 年 (2024 年)	令和 7 年 (2025 年)
総人口	4,651	4,599	4,546	4,493	4,440	4,387
40 歳未満	1,520	1,489	1,458	1,426	1,394	1,362
40 - 64 歳	1,454	1,436	1,418	1,400	1,381	1,362
65 - 74 歳	774	759	744	729	713	697
75 歳以上	903	915	927	940	953	966
高齢化率	36.1%	36.4%	36.8%	37.1%	37.5%	37.9%
後期高齢化率	19.4%	19.9%	20.4%	20.9%	21.5%	22.0%

	令和 8 年 (2026 年)	令和 9 年 (2027 年)	令和 10 年 (2028 年)	令和 11 年 (2029 年)	令和 12 年 (2030 年)
総人口	4,337	4,287	4,237	4,186	4,135
40 歳未満	1,341	1,320	1,299	1,278	1,257
40 - 64 歳	1,347	1,331	1,315	1,299	1,283
65 - 74 歳	677	657	636	615	594
75 歳以上	973	980	987	994	1,001
高齢化率	38.0%	38.2%	38.3%	38.4%	38.6%
後期高齢化率	22.4%	22.9%	23.3%	23.7%	24.2%



※令和 7 年以外は案分による

図_人口の推移 (1 年間隔)

出典：e-Stat「国勢調査」総務省統計局、国立社会保障・人口問題研究所ホームページ
[\(https://www.ipss.go.jp/\)](https://www.ipss.go.jp/)

※グラフは「国勢調査」総務省統計局、「都道府県・市区町村別の男女・年齢（5 歳）階級別将来推計人口-『日本の地域別将来推計人口』（令和 5（2023）年推計）」国立社会保障・人口問題研究所
<https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/3kekka/Municipalities.asp> を加工して作成

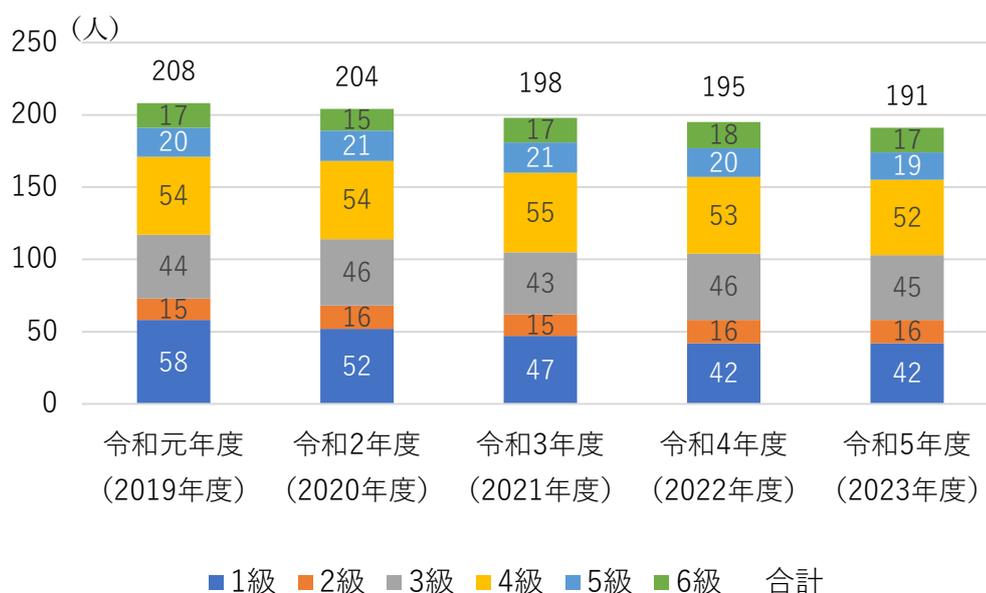
第2節 障がいのある人の現状

(1) 身体障がい者（身体障がい者手帳所持者の状況）

身体障がい者の数は、令和5年度（2023年度）で191人となっています。令和元年度（2019年度）から微減の状況です。令和5年度（2023年度）で見た場合、等級別では4級が最も多く、次いで3級、1級、5級、6級、2級の順となっています。

（単位：人）

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1級	58	52	47	42	42
2級	15	16	15	16	16
3級	44	46	43	46	45
4級	54	54	55	53	52
5級	20	21	21	20	19
6級	17	15	17	18	17
合計	208	204	198	195	191



図_身体障がい者手帳所持者の推移

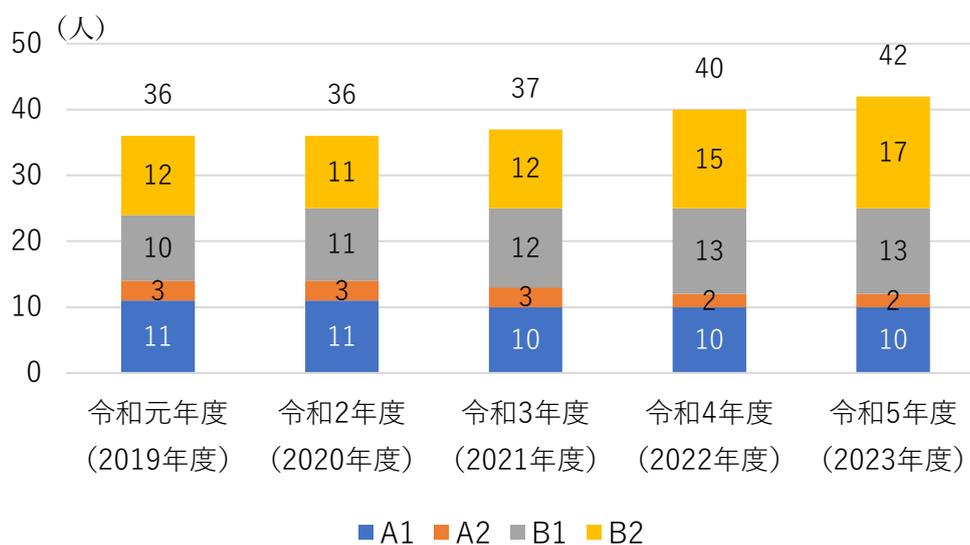
出典：村保健福祉課調べ

(2) 知的障がい者（療育手帳所持者の状況）

知的障がい者の数は、令和5年度（2023年度）で42人となっています。令和元年度（2019年度）から見ると増加傾向となっています。令和5年度（2023年度）で見た場合、等級別ではB2が最も多く、次いで、B1、A1、A2の順となっています。

（単位：人）

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
A1	11	11	10	10	10
A2	3	3	3	2	2
B1	10	11	12	13	13
B2	12	11	12	15	17
合計	36	36	37	40	42



図_療育手帳所持者の推移

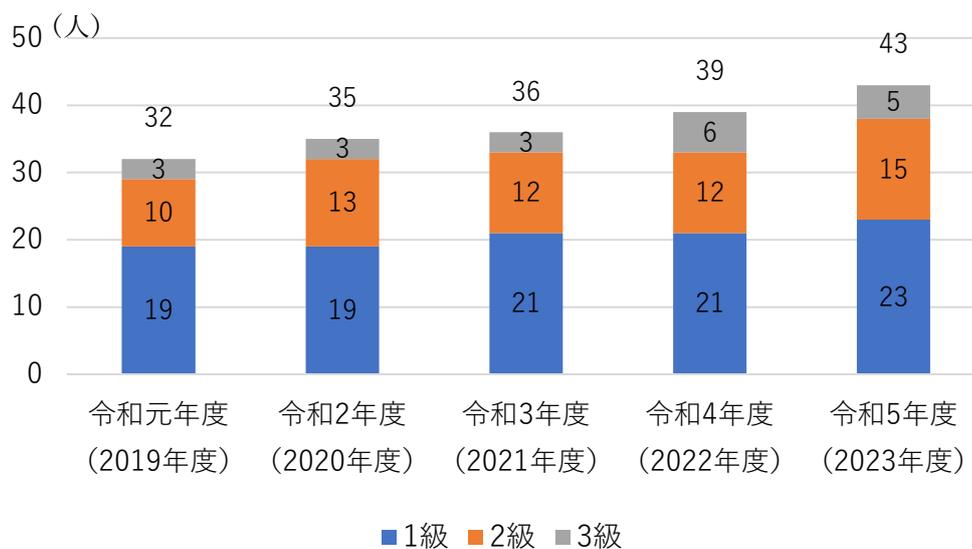
出典：村保健福祉課調べ

(3) 精神障がい者（精神保健福祉手帳所持者の状況）

精神障がい者の数は、令和5年度（2023年度）では43人となっています。令和元年度（2019年度）からでは、増加傾向になっています。令和5年度（2023年度）で見た場合、等級別では1級が一番多く、次いで2級、3級という状況です。

（単位：人）

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
1級	19	19	21	21	23
2級	10	13	12	12	15
3級	3	3	3	6	5
合計	32	35	36	39	43



図_精神保健福祉手帳所持者の推移

出典：村保健福祉課調べ

(4) アンケート調査結果から見た現状

本計画の策定について、障がいのある人の現状把握や課題抽出、望んでいるサービスの内容等を把握するため、令和5年（2023年）8月にアンケート調査を行いました。

調査の概要は以下のとおりです。

- 調査対象者：障害者手帳（身体・精神・療育）所持者・福祉サービス利用者及び保護者（令和5年8月現在）
- 調査方法：郵送による回答
- 調査期間：令和5年8月8日（火）～8月25日（金）
- 回答者数：56人（回答率51.3%）

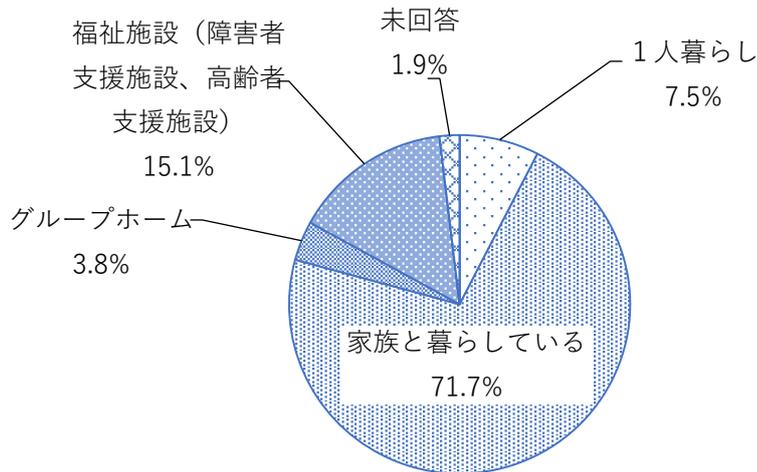
調査では、以下の項目についてお聞きしました。調査結果の概要は次ページ以降のとおりです。

- 暮らしについて
- 日中活動や就労について
- 相談相手について
- 障がいサービス等の利用について
- 権利擁護について
- 災害時の避難等について

【暮らしについて】

■ 現在の暮らしについて

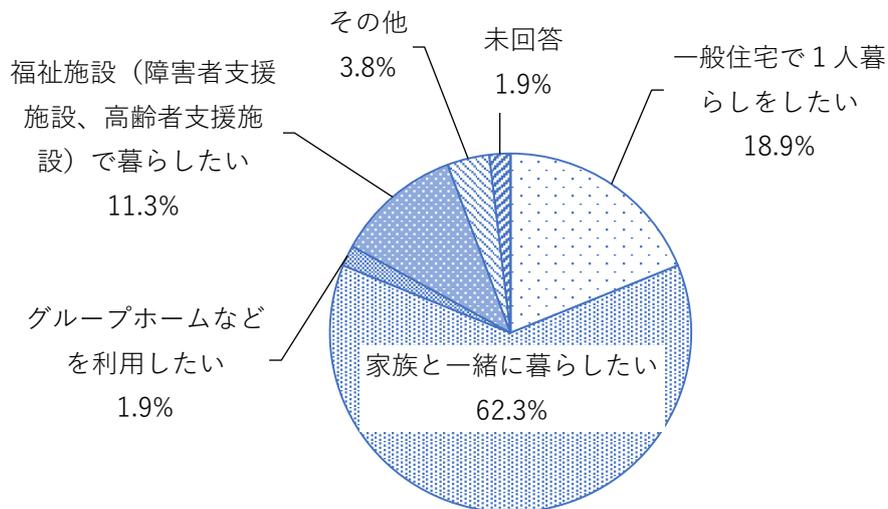
現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」(71.7%)と最も高く、次いで「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)」(15.1%)、「1人暮らし」(7.5%)の順となりました。



図_現在の暮らし

■ 3年以内にどのように暮らしたいか

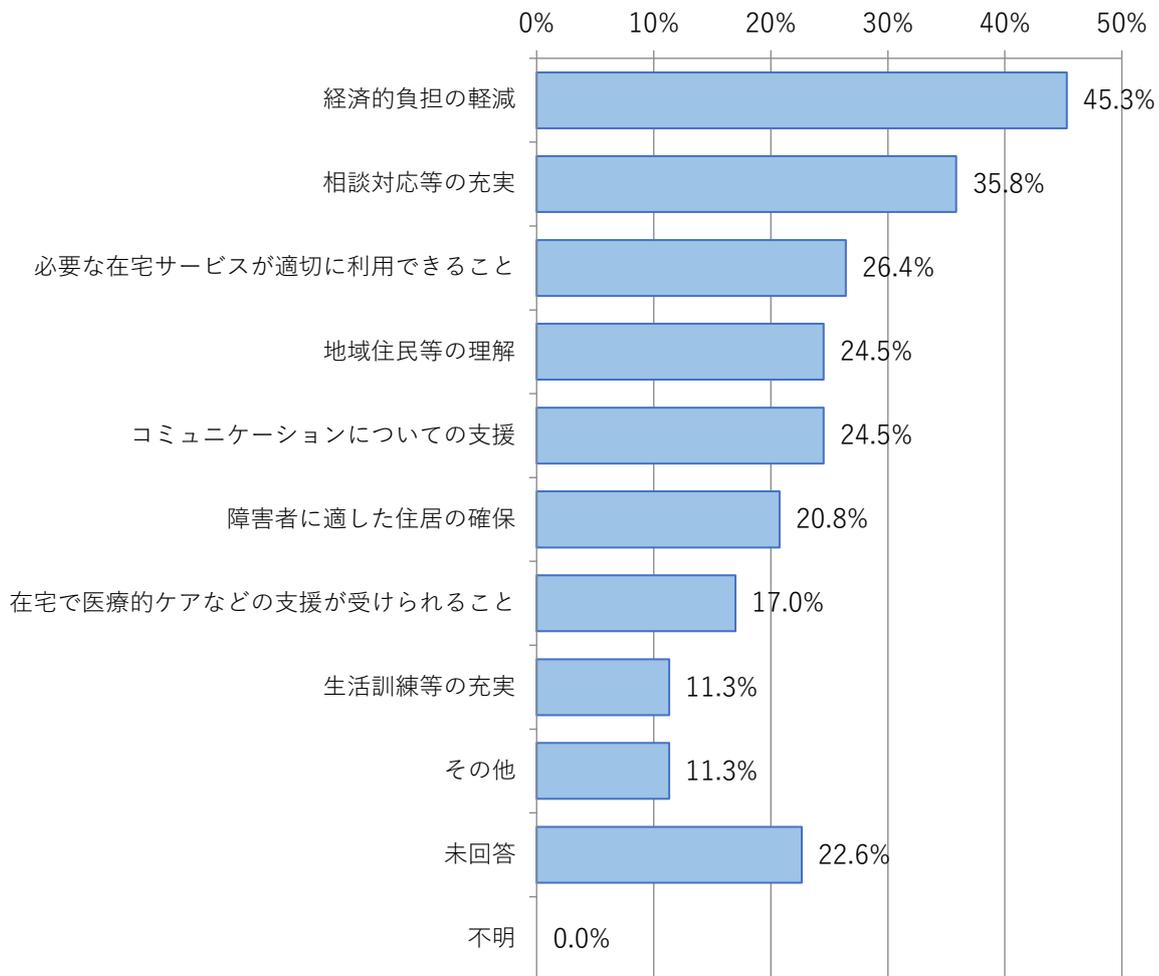
3年以内にどのように暮らしたいかについては、「家族と一緒に暮らしたい」(62.3%)が最も高く、次いで「一般住宅で1人暮らしをしたい」(18.9%)、「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい」(11.3%)の順となっています。



図_3年以内の暮らしの希望

■ 希望する暮らしを送るために必要な支援

希望する暮らしを送るために必要な支援としては、「経済的負担の軽減」(45.3%)が最も高く、次いで「相談対応等の充実」(35.8%)、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(26.4%)順となっています。

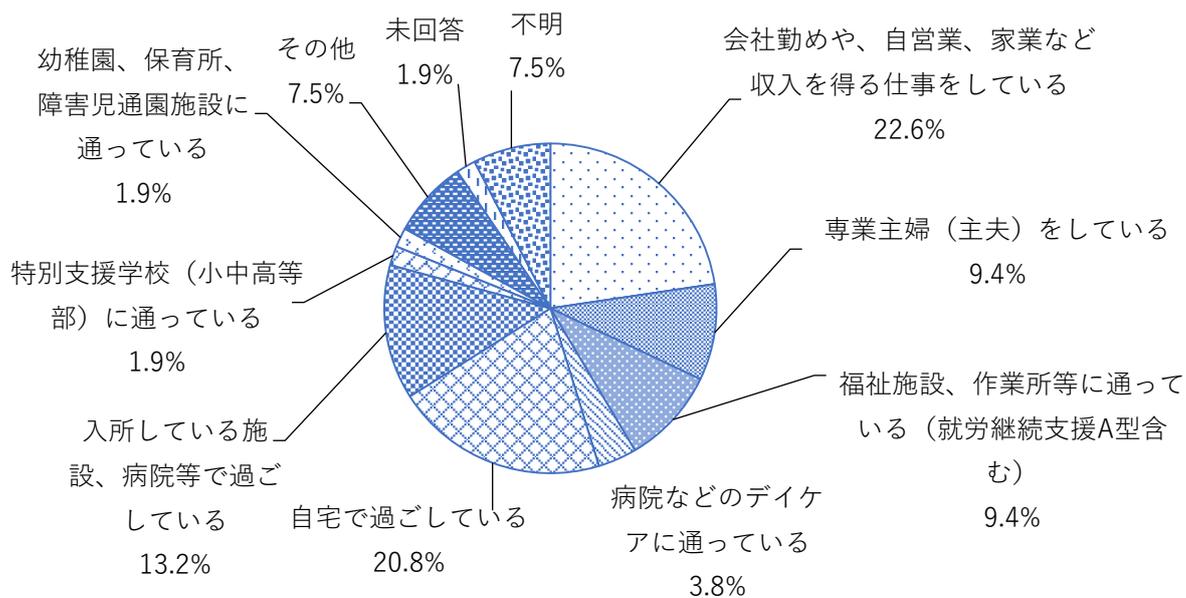


図_希望する暮らしを送るために必要な支援

【日中活動や就労について】

■ 日中の過ごし方

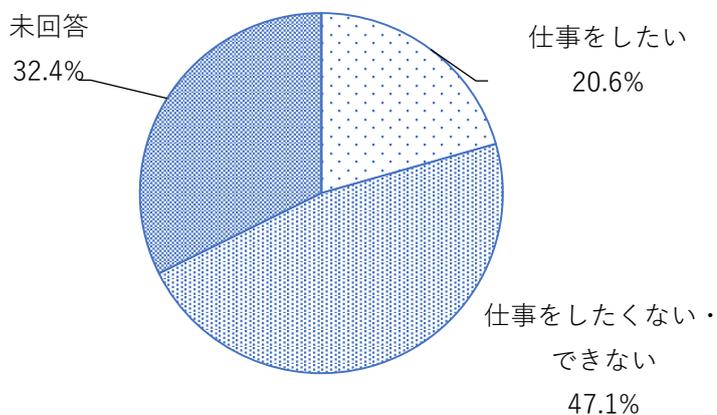
日中の過ごし方では、「会社勤めや、自営業、家業など収入を得る仕事をしている」(22.6%)が最も高く、次いで「自宅で過ごしている」(20.8%)、「入所している施設、病院等で過ごしている」(13.2%)の順となっています。



図_日中の過ごし方

■ 今後収入を得る仕事をしたいか

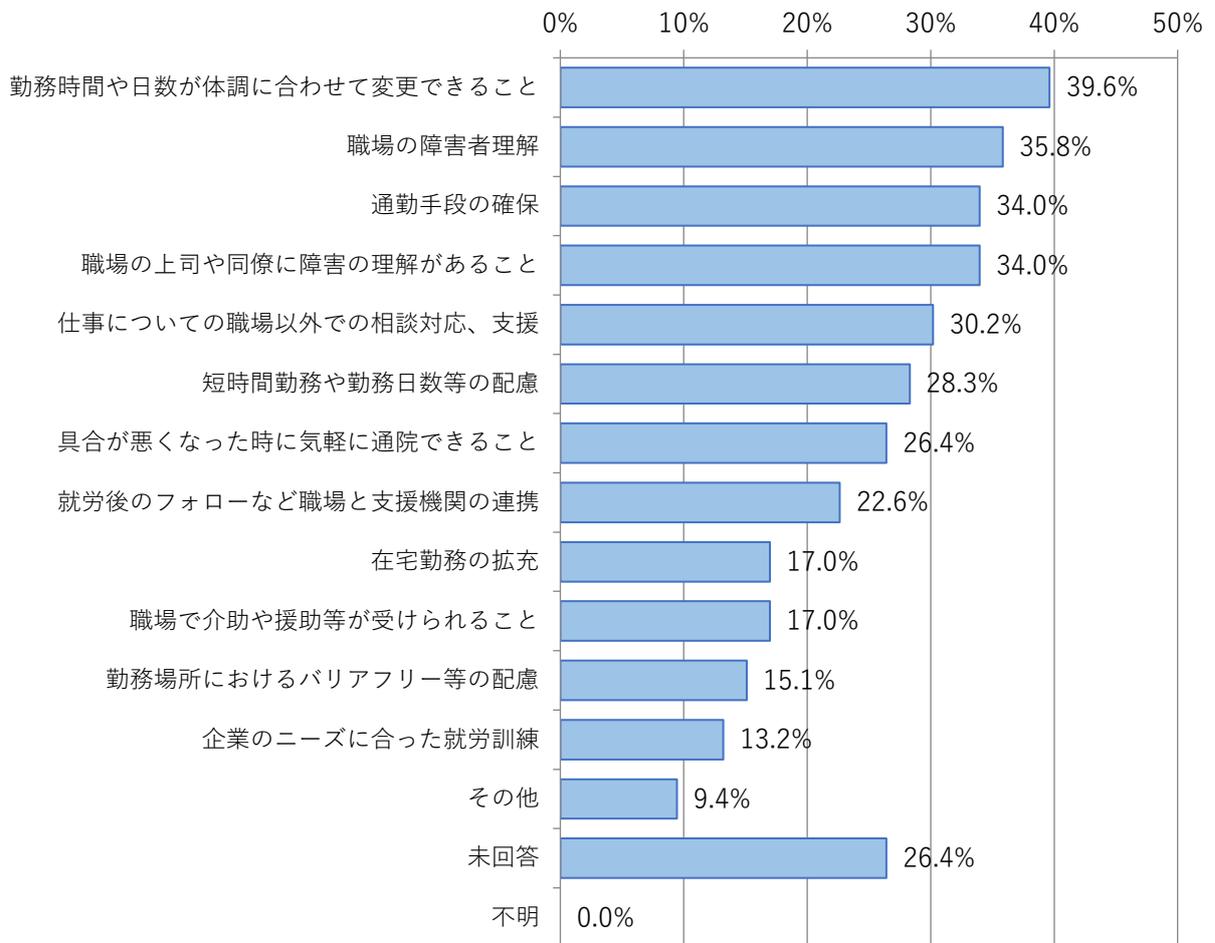
今後の収入を得る仕事への希望は、「仕事をしたい」が20.6%、「仕事をしたくない・できない」が47.1%、となりました。



図_今後収入を得る仕事をしたいか

■ 就労支援として必要なこと

就労支援として必要なことでは、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」(39.6%)が最も高く、次いで「職場の障害者理解」(35.8%)、「通勤手段の確保」「職場の上司や同僚に障害の理解があること」(34.0%)の順となっています。

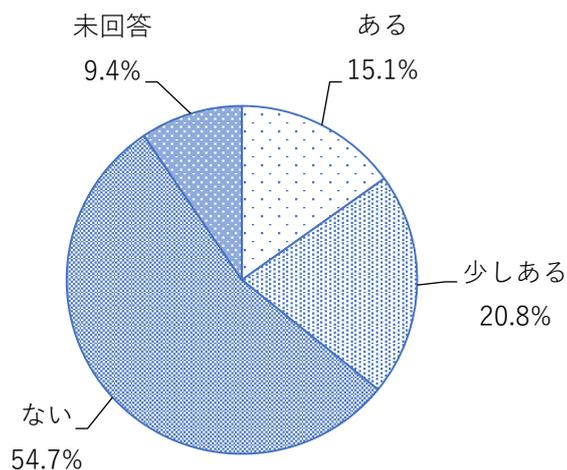


図_就労支援として必要なこと

【権利擁護について】

■ 障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか

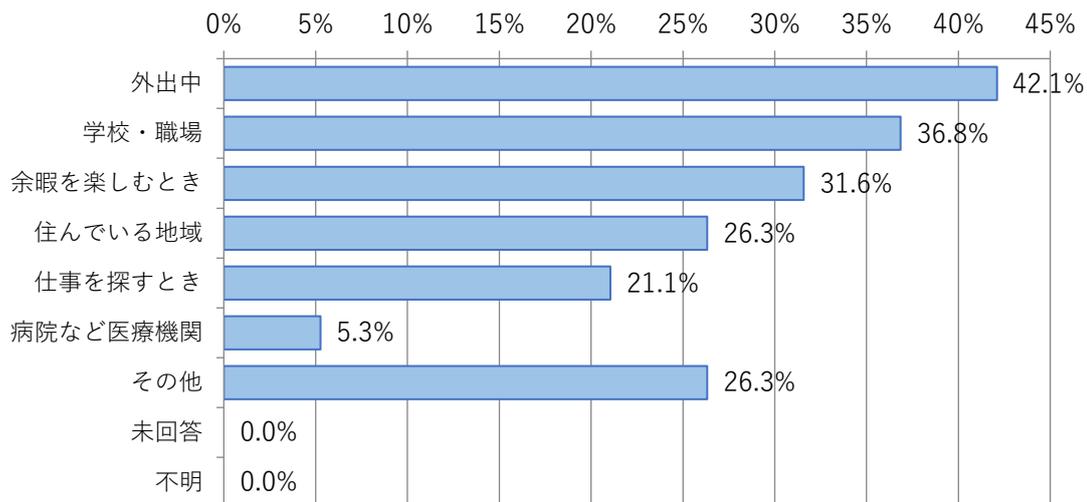
差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかについては、「ある」と答えた方が15.1%、「少しある」と答えた方が20.8%、「ない」と答えた方が54.7%という結果になりました。



図_障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか

■ どのような場所で差別や嫌な思いをしたか

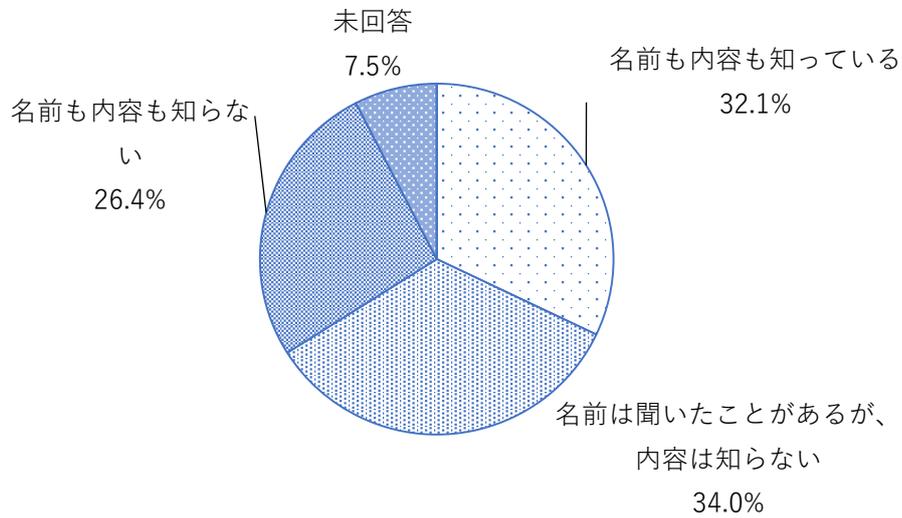
差別や嫌な思いをした場所としては、「外出中」（42.1%）が最も高く、次いで「学校・職場」（36.8%）、「余暇を楽しむとき」（31.6%）の順となりました。



図_差別や嫌な思いをした場所

■ 成年後見制度を知っているか

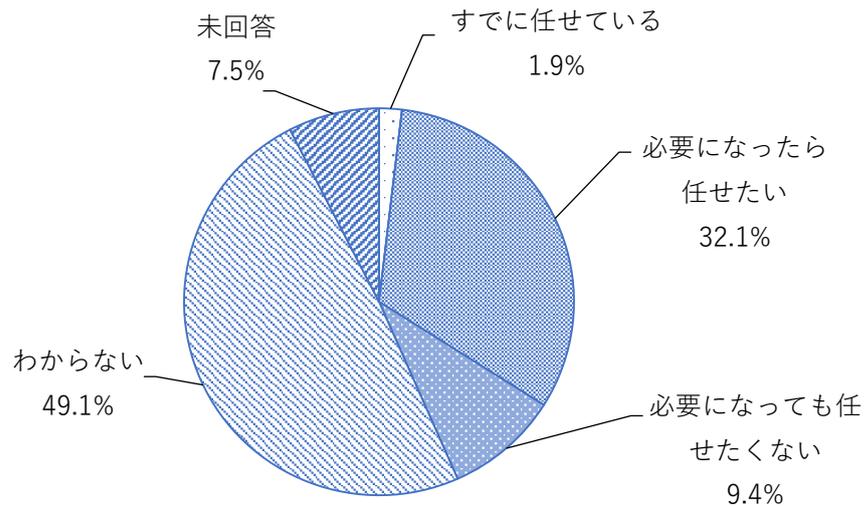
成年後見制度について、「名前も内容も知っている」は 32.1%、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」は 34.0%、「名前も内容も知らない」は 26.4% となっていました。



図_成年後見制度を知っているか

■ 成年後見制度を利用したいか

利用したい（「必要になったら任せたい」）と回答した方は 32.1%、利用したくない（「必要になっても任せたくない」）と回答した方は 9.4% でした。また、わからないと回答した方は 49.1% となりました。

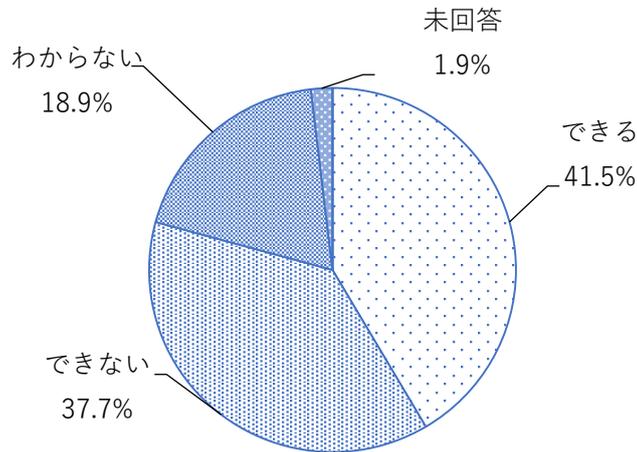


図_成年後見制度を利用したいか

【災害時の避難等について】

■ 災害時に1人で避難できるか

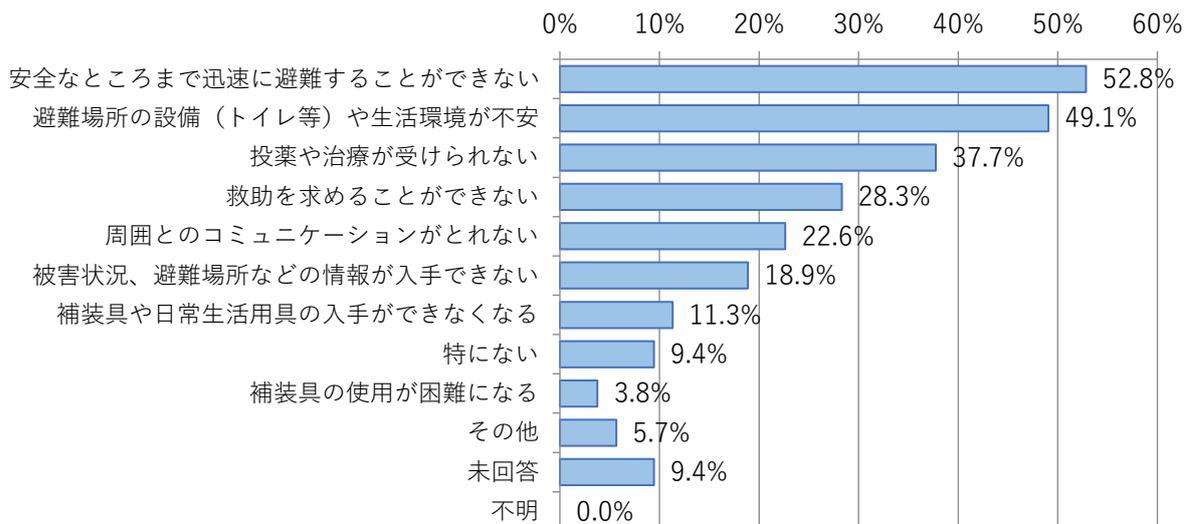
「できる」と回答した方は41.5%、「できない」と回答した方は37.7%、「わからない」と回答した方は18.9%でした。



図_災害時に1人で避難できるか

■ 災害時に困ること

災害時に困ることとしては、「安全なところまで迅速に避難することができない」(52.8%)が最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」(49.1%)、「投薬や治療が受けられない」(37.7%)の順となりました。



図_災害時に困ること

第3章 施策の展開

第1節 基本理念

村の最上位計画である「中川村第6次総合計画」では、保健福祉分野において「誰もが自分らしく暮らし続けることのできる“なかがわ”」を掲げています。

また、上位計画である「第1期中川村地域福祉計画」では、地域に暮らす誰にでも居場所と出番や役割があり、ともに暮らしを支え合う地域共生社会の実現を目指し「支え・支えられて皆が幸せに暮らせる“なかがわ”」を基本理念としています。

本計画においても、障がいがある方も幸せに暮らしていけることを目指すことから、計画の基本理念として、「第1期中川村地域福祉計画」に掲げた基本理念を踏襲することとします。

■ 基本理念

**支え・支えられて皆が幸せに暮らせる
“なかがわ”**

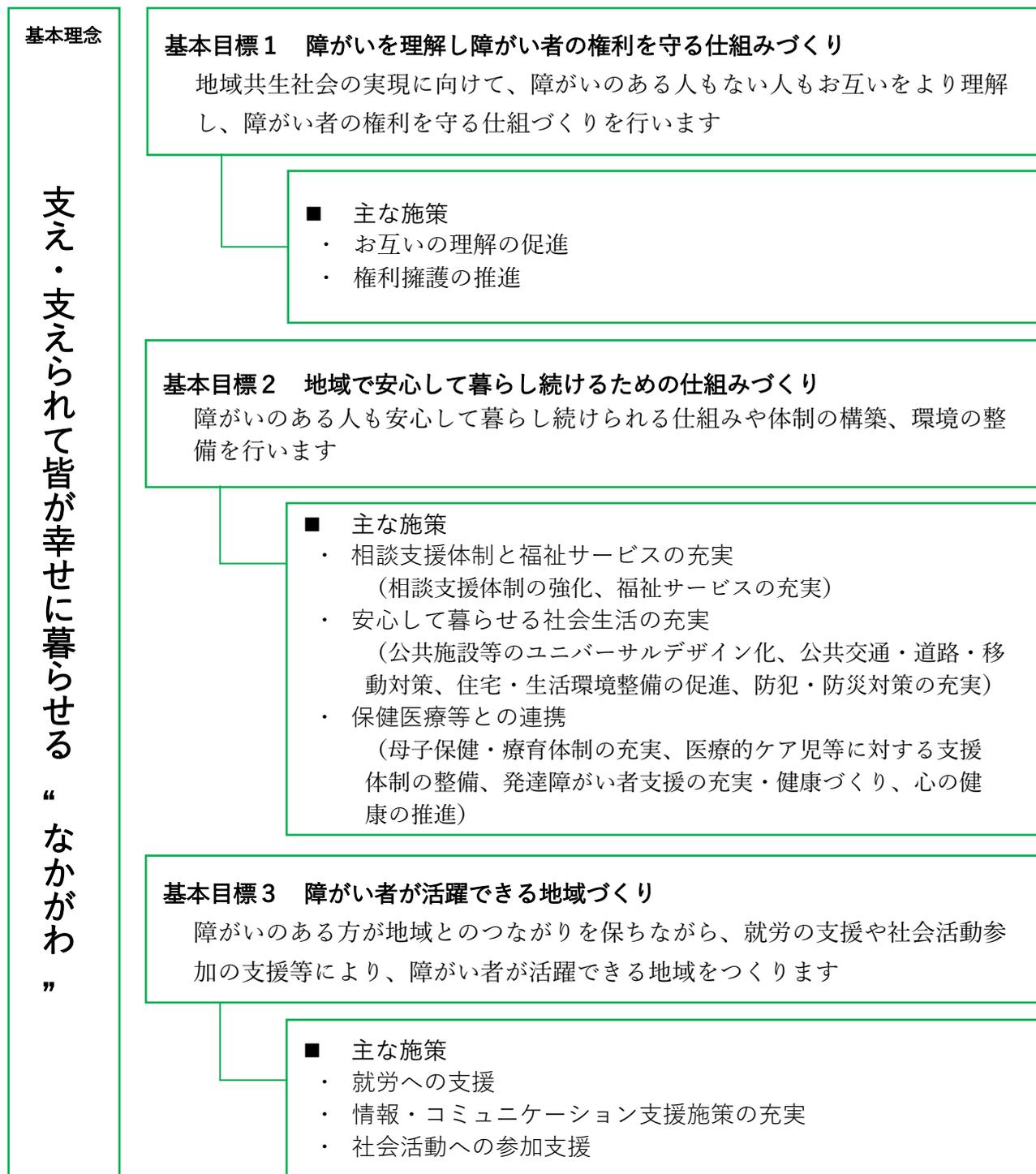
第2節 基本目標

本計画では基本理念の実現に向け、中川村第6次総合計画の「第2編 第5章 政策の大綱 第1節 保健福祉分野」における「③目指すべき方向を実現するための政策」「3) 障がい者福祉と地域福祉の推進」、「4) 健康づくりの推進」を踏まえたうえで次の基本目標を掲げ、それぞれの項目に沿った施策を展開していきます。

- 基本目標 1 障がいを理解し障がい者の権利を守る仕組みづくり
- 基本目標 2 地域で安心して暮らし続けるための仕組みづくり
- 基本目標 3 障がい者が活躍できる地域づくり

第3節 施策の体系

以下に、本計画における施策の体系を示します。



基本目標 1 障がいを理解し障がい者の権利を守る仕組みづくり

(1) お互いの理解の促進

【現状と課題】

障がいのある人を取り巻く地域の課題は、当事者や、その家族の努力や行政の支援だけでは解決できるものではありません。障がいがあることで差別や嫌な思いをされ「生きづらさ」を感じている人がいます。アンケートでは、家族との暮らしを希望される人が半数となりました。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、障がいのある人もない人も、一人ひとりの違いを認め合い、障がいに対する理解を深め、「地域共生社会」の実現に向け村民に対する啓発活動や、事業者による合理的配慮（店舗などの入口をスロープにする、障がい者用駐車スペースをつくるなど）の提供の促進を行う必要があります。

【今後の方向性と主な施策】

① 障がいの理解促進

- ・ 障害者基本法に定められる「障害者週間」や「人権週間」に合わせて重点的な啓発活動に取り組めます。
- ・ ヘルプマークの普及と啓発に取り組めます。

(2) 権利擁護の推進

【現状と課題】

障がいのある人やその家族は要望や願いを伝える機会や手段が少なく、また情報が全般的に不足しており、自己決定を適切にすることが難しくなっています。

障がいのある人への差別や虐待は潜在的に存在し、就労先や学校、施設や地域の中で気付かないうちに起きてしまうことがあります。障がいのある人への社会的障壁（事物、制度、慣行、観念等）を取り除き、個人の尊厳を守るため権利擁護の推進、障がい者への差別や偏見に関しての相談窓口の設置や支援の取組が必要とされています。

【今後の方向性と主な施策】

① 障がい者への虐待防止・差別解消

- ・ 相談窓口の設置、関係機関との連携を密にして対応します。
- ・ 障がいのある人へのちょっとした配慮、事業者における合理的配慮の情報提供を行います。

② 権利擁護の推進

- ・ 制度や事業の理解のため広報等による情報提供を行います。
- ・ 成年後見については、上伊那成年後見センターと連携し、成年後見制度の利用を促進し、障がいのある人の権利行使の推進に取り組めます。

村では、地域福祉計画（令和 6 年度第 1 期策定）に合わせて「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、引き続き成年後見制度の浸透及び制度理解を図るため啓発・広報活動を実施し、利用促進に取り組めます。

基本目標2 地域で安心して暮らし続けるための仕組みづくり

第1節 相談支援体制と福祉サービスの充実

(1) 相談支援体制の強化

【現状と課題】

平成28年（2016年）9月に中川村社協相談支援事業所が立ち上がり、専門の相談支援専門員が配置され、きめ細やかな相談支援体制が整備されました。また、平成29年（2017年）には家庭相談員を保健福祉課内に配置し、障がい者の福祉サービス申請、手帳の取得、金銭管理等に繋がっています。身近な相談の窓口として行政の担当者、民生児童委員等に加えて、当事者に合った支援が整ってきています。

しかし、福祉サービスを利用したいが手続き方法がわからない、どこに相談して良いかわからないといった声もあり、当事者の状況にあった情報の提供ができないことが課題となっています。

障害福祉サービスの相談件数は増加しており、また相談内容が多様化・複雑化する中で障がい者相談支援専門員の役割は大きく、さらに充実した支援が行えるように行政、事業所、当事者、関係団体の連携、相談体制を強化する必要があります。

【今後の方向性と主な施策】

① 相談窓口の整備

- ・ 福祉に関する相談窓口を整備し、広報等による周知を図ります。
- ・ 行政窓口職員のスキル向上などを行い、相談しやすさを図ります。

② 状況にあった適切な情報提供

- ・ 利用できる制度は多岐にわたり、使える組み合わせも様々で、わかりにくくなっています。当事者にあった情報を提供するためのより良い方法について検討します。

③ 相談支援事業所との連携・体制強化

- ・ 事業者に対し指定特定相談事業者の登録を促し、ケアマネジメントできる体制の整備を図るとともに、行政側も相談支援従事者の有資格者を配置するよう研修に参加して、事業者が補えない部分をフォローできる体制づくりを進めます。
- ・ 複雑な相談について、上伊那圏域障がい者総合支援センターと連携を図り支援を行います。

(2) 福祉サービスの充実

【現状と課題】

令和3年（2021年）村内に、新たに障害福祉サービスを提供する事業所が開業し、利用者も増加しています。しかし、村内にはまだ障がい者が利用できる施設が少なく、福祉サービス利用者の多くの方が村外の施設でサービス提供を受けている現状です。

村で暮らし続けたいとの思いもあり、村内にグループホームの設置を求める声もありますが、

適地が確保できず、設置が進んでいない状況です。

【今後の方向性と主な施策】

① ニーズの把握

- ・ 障がい者のニーズに対応した事業所や、障がい福祉サービスが利用できる施設の村内への誘致も視野に入れ、村外にある地域資源も最大限活用しながらニーズ把握に努めます。

② 地域資源の充実

- ・ 本村に必要な障がい福祉サービス事業所や施設の誘致を推進します。また、本村は上伊那圏域でありながら下伊那圏域とも関係が深いため、両圏域にある事業所、施設を活用し、障がい者のニーズにあったサービス提供ができるようにします。
- ・ 地域活動支援センター、就労継続支援事業所、グループホーム等の関係機関との連携を図ります。

③ 障害福祉サービスの適正な給付と質の向上

- ・ 利用者にあったサービスが提供されるよう、支援会議等に参加して状況を把握し、適正な給付を行います。
- ・ 障害福祉サービスを提供する事業所の質の向上のため、県や上伊那圏域地域自立支援協議会が実施する研修等の情報提供を行います。

第2節 安心して暮らせる社会生活の充実

(1) 公共施設等のユニバーサルデザイン化

【現状と課題】

バリアフリーは、障がいのある人が社会生活を行う上で障壁（段差等の物理的障壁、制度的、心理的障壁）となるものを除去するという考えに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別等に関わらず多様な人々が利用しやすい生活環境をデザインするという考えです。公共施設においてバリアフリー・ユニバーサルデザイン化について、当事者や介助者・支援者などの意見を取り入れる必要がありますが、必ずしも取り入れられていません。

ユニバーサルデザイン、バリアフリーについては「バリアフリー法」、「長野県福祉のまちづくり条例」の内容に基づくと共に、当事者の意見を反映できるようにする必要があります。

【今後の方向性と主な施策】

① 計画の周知

- ・ 公共施設の整備について、障がい者の意見が反映されるよう計画について周知します。また、既存公共施設のバリアフリー化を推進します。
- ・ 障がい者等に配慮した施設及び設備の整備について、事業者や村民への普及啓発を図ります。

(2) 公共交通・道路・移動対策

【現状と課題】

障がい者への、歩行環境に配慮した道路整備が引き続き必要です。外出したくても移動手段がないため出かけられないといった、移動困難な障がい者に対する外出支援のニーズも増えていきます。

【今後の方向性と主な施策】

① 移動支援の確保

- ・ 「福祉輸送サービス」、「移動支援事業」、「福祉タクシー券交付事業」により補助を行い、利用者のニーズに合ったサービスの提供に努めます。
- ・ 村営巡回バス、乗り合いタクシー（チョイソコ）の利用支援を行います。

② 村道の整備

- ・ 障がい者の歩行に配慮した村道の整備について、引続き道路改良時に点字ブロックの設置や段差解消を進めます。国道・県道の整備に関しては、同様に関係機関の整備の要望をします。

③ 自動車運転に関する補助

- ・ 自動車運転免許の取得に要する経費や自動車改造に要する経費の助成など、自家用自動車により外出をする障がい者を支援します。

(3) 住宅・生活環境整備の促進

【現状と課題】

住み慣れた家庭や地域で暮らし続けるために、障がい者自身が生活しやすく、また介護者が介護しやすい住宅環境を整備する必要があります。

障がい者の家族、介護者の方の高齢化が進んできており、将来的な住居及び生活を確保する必要があります。特に地域生活を送るためのグループホーム等の整備が必要となっています。

村内の小売商店の減少や移動手段の制約などにより、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている、いわゆる「買い物弱者」が増えています。特に高齢者や障がい者の方には該当される方が多く、改善を図る必要があります。

【今後の方向性と主な施策】

① 住宅環境の補助

- ・ 障がい者の身体状況及び家庭の介護状況に配慮した住環境の改善をするために、障がい者にやさしい住宅環境促進事業により補助を行い、住宅改良の最適な制度利用、相談助言等を行います。

② グループホーム等のニーズの把握

- ・ 村内におけるグループホーム等のニーズ把握と事業者への情報提供を行い、誘致について積極的に推進します。

(4) 防犯・防災対策の充実

【現状と課題】

情報化社会が進み、障がい者もインターネット等を利用した詐欺などの犯罪に巻き込まれるケースや、無理やり契約させられたりしてしまうケースなどの被害が起きています。本人が詐欺に巻き込まれていることの判断ができないケースもあり、支援が必要です。

災害時においては、障がい者の被害を最小限にすることが課題となっています。しかし、当事者の災害時への備えがされていないのが現状です。また、避難時において手助けがいる方への援助方法も整備する必要があります。個人の意識啓発も含めて、防災対策を浸透させていく必要があります。

【今後の方向性と主な施策】

① トラブル予防のための支援

- ・ 広報等により、本人や家族などを対象とした啓発を行います。障がい者やその家族、支援者を対象とした見守りを強化するとともに、消費生活相談体制の向上を図ります。

② 成年後見制度の利用促進

- ・ 成年後見制度の活用、法テラスなどの利用周知を図ります。

③ 支え合いマップ・個別避難計画の整備

- ・ 地域支え合いマップの活用と更なる整備によって、個別避難計画づくりを促進します。また、災害予防啓発については村広報誌で引き続き啓発していきます。
- ・ 地区等と障がい福祉関係者との連携を図り、民生委員や各種当事者団体など地域住民との関係づくりを強化し、防災対策を推進します。
- ・ 福祉施設は福祉避難所として使うことを想定し、事業所等との協定を含め障がい者に配慮した避難が行えるよう準備を促進します

第3節 保健医療等との連携

(1) 母子保健・療育体制の充実

【現状と課題】

乳幼児期においては障がいの早期発見、早期療育及び医療がきわめて重要になります。情報を共有し、均一な支援サービスが行えるようにしていく必要があります。そのためには、乳幼児期から保育園、学校までの一貫した相談等の充実が必要です。また、相談には親身に対応し、本人支援、家族支援の視点から関係機関へスムーズにつなげるよう人材の資質向上が求められています。

保育園、学校、医療機関、障がい児支援施設、相談機関等との連携を強化し、障がいの早期発見、早期療育に努め、それぞれの年齢、状況に対応した環境を整える必要があります。また、保護者のサポートも必要です。

【今後の方向性と主な施策】

① 中川村こども家庭センターとの連携

- ・ 令和6年(2024年)4月に中川村こども家庭センターを整備し、障がいの有無に関わらず、子どもや子育て家庭の抱える課題に対して、連携して支援を行います。

② 医療機関との連携

- ・ 乳幼児健診・育児相談は、ほぼ100%の参加があり、引き続き子どもの発育・発達に応じた支援を実施します。必要があれば専門の相談や医療につなげます。

③ 保護者へのサポート

- ・ 保護者が障がいを受け入れられるよう相談支援や、同じ境遇を持つ保護者の方の話を聞く機会などを設け、保護者の心のサポートを行います。

④ 療育支援の継続

- ・ 障がいが見つかるタイミングや保護者が障がいを受け入れられる時期によって支援の内容等は異なります。当事者、保護者のニーズを見極め、関係者が情報共有し、個々のニーズにあった支援ができるように努めます。療育支援事業を継続して行います。

(2) 医療的ケア児等に対する支援体制の整備

【現状と課題】

令和3年(2021年)9月18日に施行された「医療的ケア児及び家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケア児の健やかな成長と、家族が安心して子育て出来る社会の実現を目指すこととされました。個々の医療的ケア児の心身の状況に応じて、適切な支援を受けられるようにすることが課題となっています。

【今後の方向性と主な施策】

① 医療的ケア児コーディネーターの配置

- ・ 医療的ケア児コーディネーターを配置し、該当者の把握、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関との連携を図ります。

(3) 発達障がい者支援の充実

【現状と課題】

思春期以降の発達障がいのある人に対するフォローや支援者間の情報共有や、発達障がいに対する理解の促進が課題となっています。

発達障がいの早期発見と、一人ひとりにあった支援を切れ目なく行うことが必要です。

【今後の方向性と主な施策】

① ペアレントプログラム等の支援プログラムの実施

- ・ 子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示の仕方など具体的な養育スキルを獲得するためのプログラムを実施します。

(4) 健康づくり・心の健康の推進

【現状と課題】

日常の健康づくり、体力づくりや生活習慣病の予防により、障がいの予防や障がいの症状の改善などが期待できます。今後も、健康づくりを推進する必要があります。

障がい者の健康管理等を充実させるため、体の機能の維持（機能低下予防）改善に対する当事者の受け入れと医療的支援が課題です。

近年の社会構造の変化に伴い、仕事のストレスや対人関係等によって心の健康を害し、精神障がい者が増加傾向にあります。当事者の状況にあったケアが求められています。

【今後の方向性と主な施策】

① 各種健診の啓発

- ・ 障がい者も含め、村民の疾病予防、早期発見・早期治療につなげるため、各種健診を今後も続け、多くの方が受診できるよう啓発します。

② 保健予防事業の実施

- ・ 健康づくり、体力づくり、生活習慣病予防を正しい知識で実践するために、保健師・管理栄養士等による保健予防事業を実施します。

③ 心の健康づくりの啓発

- ・ 自身でストレス状態や病気のサインに気づき対処できるよう、医療機関のかかり方などを普及啓発します。また、スムーズに医療機関へ移行できるよう支援を行います。

- ・ 相談体制の確保と充実を図り、当事者を中心として、家族や関係者とともに、医療や支援する機関と連携して個別支援を行います。
- ・ 増加傾向にある精神障がい者への支援、再発・悪化予防のための取組みを強化します。

基本目標3 障がい者が活躍できる地域づくり

(1) 就労への支援

【現状と課題】

長野県内の障がいのある人の実雇用率は令和5年（2023年）6月1日現在で2.42%で、全国平均2.33%を上回っていますが、法定雇用率（2.3%）に達していない企業も多く、雇用促進に向けた取り組みが必要です。

障がい者に対する就労支援については、障がい特性を考慮し、対人関係がうまくいくための学ぶ機会の充実が必要です。当事者の状況に応じた社会生活に向けての就労支援、一般就労への移行が課題となっています。また、相談窓口がわかりにくいことも課題となっています。

企業の障がいに対する理解の不足などから、障がい者雇用を担える企業の開拓が難しくなっています。企業に理解があっても、現場の従業員の理解がなければ障がい者が働く・働き続けることは難しくなります。企業と従業員の障がい者への理解の浸透が必要です。

【今後の方向性と主な施策】

① 関係機関との連携

- ・ 上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ、ハローワーク、まいさぼ上伊那等専門機関を適切に紹介していきます。上伊那圏域自立支援協議会での就労関係機関とのネットワーク化を進め、就労への支援体制を強化します。
- ・ 行政としても、障がい者の採用に取り組めます。村内の企業・事業所に対し、障がい者への理解促進、雇用の促進、合理的配慮について啓発を行います。

② 一般就労への移行支援

- ・ 就労支援は障がいの特性にあった支援が必要であり、適切な就労支援場所を選択し、必要な訓練などを受け、就労移行支援や就労定着支援を活用し、就労支援から一般就労へ進められるよう支援します。

③ 農福連携による就労の推進

- ・ 農業の担い手不足の確保や荒廃農地の再生等のメリットもあり、障がい者の就労機会の拡大のため、農家への障がい者の雇用につき啓発を行います。

(2) 情報・コミュニケーション支援施策の充実

【現状と課題】

障がい者が地域とのつながりをどのような形で行っていくかが課題となっています。また、村内から養護学校等へ通う子どもたちと地域の同年代の子どもたちとのつながりを保つことも必要です。

社会活動へ参加する上で、情報の保障も必須であり、コミュニケーション支援への取組も必要

となります。

【今後の方向性と主な方向性】

① 意思疎通支援者の育成

- ・ 伊那市社会福祉協議会開催の研修において、手話通訳者、要約筆記者などの育成を行います。

② 養護学校との連携

- ・ 養護学校等に通う子供たちと地域とのつながりを確保するため、養護学校等と村立学校の副学籍による交流の促進を行います。

(3) 社会活動への参加支援

【現状と課題】

障がい者の社会活動への参加は、障がいの程度により活動内容・範囲は異なります。参加したくても支援者がいない、移動手段がないため参加できない、そもそも参加できるイベントがないなどの課題があります。

【今後の方向性と主な施策】

① 各種イベントへの参加促進

- ・ 村文化祭への出展、ふれあい福祉広場への参加、県主催のスポーツ大会等への参加促進を行います。
- ・ 中川村社会福祉協議会が実施する、障がい者の余暇活動事業を支援します。

② 地域活動支援センターの活用

- ・ 令和3年(2021年)に開設した地域活動支援センターでは、障がいがなくとも利用できる施設とし、イベントへの参加、外出の機会を設け社会との繋がりをつくります。

③ 高齢者支え合い拠点施設等の活用

- ・ 村で整備した高齢者支え合い拠点施設等を拠点とし、高齢者と障がい者が地域で共生していくための交流や見守りなどの事業を、各地区等で実施します。

④ ボランティア養成

- ・ ボランティアの養成・活動による障がい者と一般住民の交流の接点作りを推進します。

第4章 第7期障害福祉計画

第1節 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国が示した基本指針では福祉施設から地域生活への移行促進の目標として、令和4年度（2022年度）末時点の施設入所者数の6%以上の地域生活への移行と、5%以上の入所者数の減少を基準として示しています。現在入所している人の障がい特性や家庭事情等も踏まえ、適切な地域への移行を支援します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が示した基本指針では、精神保健福祉法の改正等を踏まえた体制整備を構築することとしています。村では、地域ケア会議で障がいのある人、高齢者など地域で生活するための支援のあり方について、個別ケースを通して検討をしています。精神障がいのある人が地域の一員として安心して生活できるよう、地域ケア会議の場で保健、医療、福祉関係者による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について協議を推進し、重層的な連携による支援体制を強化します。

(3) 地域生活支援の充実

村では、上伊那圏域において地域生活支援拠点の整備、運用、コーディネーターの配置、運用状況の検証・検討を行います。障害者支援施設を中心に受入れ施設の確保とグループホーム等も含め、引き続き地域生活拠点の機能の充実・強化、体制整備を進めます。

また、強度行動障害を有する人に対し、支援ニーズを把握し、人材育成など支援体制を整備します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国が示した基本指針では、福祉施設から一般就労への移行者数を、令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上とすること、就労移行支援事業の利用者数を令和3年度（2021年度）末実績の1.41倍以上とすることとしています。村では、一般就労への移行は少数ですが、利用者の希望、就労能力や適正にあった支援を行い一般就労への移行を進めます。

障がいのある人を雇用する企業等に、障がい特性に合った対応方法や障がいに配慮した職場づくりなど情報提供をし、就労定着の支援をします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

村では、上伊那圏域において基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援事業者への指導、助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携を行います。

上伊那圏域地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じて、地域サービスの課題等を検討、改善を行います。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組体制

障害福祉サービス等に係る各種研修に参加し、サービスの向上に取り組みます。

障害者自立支援審査支払等システムを活用し、審査結果を事業所と共有する体制を整備します。

第2節 障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の実績と目標値

この数値は、第6期障害福祉計画の進捗を勘案し、国の第7期障害福祉計画を策定するにあたっての基本方針の考え方や、市町村で積み上げを行なったものを県と調整した計画値です。

(1) 主な目標値

① 福祉施設から地域生活、一般就労への移行

種 類	単 位	実 績		第 7 期 計 画		
				2024 年度	2025 年度	2026 年度
入所者の地域生活への移行	人	R5.3.31 時点の 施設入所者数	7	0	0	1
施設入所者の削減数	人			0	0	0
福祉施設から一般就労への移行	人	R4 年度一般就 労移行者数	0	1	3	1

(2) 事業目標値（1ヶ月当たりの必要なサービス見込み量）

① 訪問系サービス

種 類	単 位	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
居宅介護	時間	45	52	52	52
	人	7	8	8	8
重度訪問介護	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
同行援護	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
行動援護	時間	79	80	80	120
	人	2	2	2	3
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
訪問系サービス計	時間	124	132	132	172
	人	9	10	10	11

② 日中活動系サービス

種 類	単 位	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
生活介護	人日分	291	310	310	310
	人	16	17	17	17
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	10	0	0
	人	0	1	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
就労選択支援	人			1	2
就労移行支援	人日分	0	10	10	10
	人	0	1	1	1
就労継続支援（A型）	人日分	63	63	63	63
	人	3	3	3	3
就労継続支援（B型）	人日分	295	315	315	340
	人	17	18	18	19
就労定着支援	人	0	0	0	0
療養介護	人	0	0	0	0
短期入所（福祉型）	人日分	9	13	13	17
	人	2	3	3	4
短期入所（医療型）	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

③ 施設系サービス

種 類	単 位	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
自立生活援助	人	0	0	0	0
共同生活援助	人	12	14	14	15
施設入所支援	人	7	7	7	6

④ 相談支援

種 類	単 位	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
計画相談支援	人	8	8	9	10
地域移行支援	人	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0

(3) 基盤整備見込み量（必要とする定員数）

① 障がい福祉サービス

区 分	単位	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
		実数	見込み	見込み	見込み
生活介護	定員数	13	14	14	14
【再掲】生活介護(通所のみ)		3	3	3	3
自立訓練（機能訓練）		0	1	0	0
自立訓練（生活訓練）		0	0	0	0
就労選択支援				1	2
就労移行支援		0	1	1	1
就労継続支援（A型）		3	3	3	3
就労継続支援（B型）		13	14	14	15
就労定着支援		0	0	0	0
療養介護		0	0	0	0
短期入所（福祉型）		2	3	3	4
短期入所（医療型）		0	0	0	0
自立生活援助		0	0	0	0
共同生活援助		12	14	14	15
施設入所支援	7	7	7	7	
特定相談支援	事業所数	1	1	1	1

(4) 地域生活支援事業のサービス見込み量

① 相談支援事業

事業項目	単位	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
① 相談支援事業					
ア 障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1
イ 基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有
② 市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
③ 住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無
④ 成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有

② コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）

事業項目	単位	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実設置見込み数	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	実利用見込み数	0	0	0	0

③ 日常生活用具給付等事業

事業項目	単位	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
① 介護・訓練支援用具	件数	1	1	1	1
② 自立生活支援用具	件数	0	1	1	1
③ 在宅療養等支援用具	件数	0	1	1	1
④ 情報・意思疎通支援用具	件数	0	1	1	1
⑤ 排泄管理支援用具	件数	7	8	8	8
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件数	0	1	1	1

④ 移動支援事業

事業項目	単位	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
移動支援事業	実人数	3	4	4	5
	時間数	676	860	860	1,070

⑤ 地域活動支援センター

事業項目	単位	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
① 自市町村設置分	箇所数	1	1	1	1
	延べ人数	22	23	25	25
② 他市町村設置分	箇所数	1	2	2	2
	延べ人数	1	2	2	2

⑥ 訪問入浴サービス事業

事業項目	単位	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
訪問入浴サービス事業	箇所数	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0
	延べ人数	0	0	0	0

⑦ 日中一時支援事業

事業項目	単位	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
日中一時支援事業	箇所数	0	1	1	1
	実人数	0	1	1	1
	時間数	0	60	60	60

⑧ 奉仕員養成研修事業

事業項目	単位	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
手話奉仕員	登録見込み数	0	1	1	1
要約筆記奉仕員	登録見込み数	0	0	0	0
点訳奉仕員	登録見込み数	0	0	0	0
朗読奉仕員	登録見込み数	0	0	0	0

※障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの内容

サービスの種類	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等の相談や助言など生活全般のわたる支援を行います。
重度訪問介護	重度肢体障害者、重度知的障害又は精神障害があり行動に著しい困難を有し、常に介護を必要とする者に、自宅において入浴や排せつ、食事等の介護、外出時の移動支援又は入院時の支援等を行います。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な者に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により行動に著しい困難を有し、常に介護を必要とする者に、行動する際に生じる危険を回避するための必要な援護や外出時の移動中の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な者で、介護の必要の度合いがとても高い者に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活に関する相談や助言などの支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	在宅の障害者(児)を介護する者の疾病等の理由により、障害者が施設に短期間入所した場合に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする者に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを行います。
生活介護	常に介護を必要とする者に、昼間、施設において、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会の提供その他身体機能又は生活力向上のために必要な支援を行います。
自立生活援助	1人暮らしの障害者につき、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、自立した日常生活を営むための必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練又は相談や助言など必要な支援を行います。
就労移行支援	通常の事業所で働きたい者に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練又は相談など必要な支援を行います。
就労継続支援 (A型、B型)	通常の事業所で働くことが困難な者に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。
就労定着支援	就労継続支援等の利用後に、通常の事業所で働いている者に、就労に伴う生活面の課題に対して相談、助言など必要な支援を行います。
計画相談支援	サービス等利用計画案の作成や事業者等と連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行います。
地域移行支援	住まいの確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各福祉サービス事業所への同行を行います。
地域定着支援	常に連絡体制を確保し、障害の特性による緊急事態における相談や、各福祉サービス事業所との連絡調整などの支援を行います。

※地域生活支援事業の内容

事業名	内容
相談支援事業	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な支援を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能・音声機能その他の障害のため、意思疎通が困難な聴覚障害者等に手話通訳等の派遣を行い、社会生活上の支援を行います。
日常生活用具給付等事業	障害者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の支援を行います。
移動支援事業	屋外で移動が困難な障害者等に、外出のためヘルパー等を派遣し、介助を行うことにより、地域における自立生活、社会参加への支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害者等の地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図り、地域生活の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭において入浴が困難な身体障害者に対し、移動入浴車を派遣し、適切な入浴サービスの提供により、身体の清潔を保ち、快適な家庭生活を送れるよう支援を行います。
日中一時支援事業	障害者等の日中の活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援や家族の一時的な負担軽減が図れるよう支援を行います。

第5章 第3期障害児福祉計画

第1節 成果目標

本計画では、障がいのある子どもの地域支援体制の構築に向け、障害福祉サービスや障害通所支援等を提供するための体制整備について、2026年度（令和8年度）を最終目標年度として以下のとおり設定します。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

国が示した基本方針では、児童発達支援センターを市町村又は圏域で1箇所以上設置すること、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、主に重症心身障害児を支援するため、児童発達支援事業所等を1箇所以上確保することとしています。

本村においては、2020年（令和2年）に児童発達支援施設つくし園を伊南4市町村で共同設置しました。児童発達支援センターを中核な支援機能とする事業所において保育所等訪問支援等を活用し、保育所等との連携体制の構築を行います。

重症心身障害児を支援するため、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を行います。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議は圏域を中心に行います。村に医療的ケア児コーディネーターを配置し、身近な地域でライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう保健、医療、障害福祉、保育、教育期間等の関係機関と更に連携を強化し、障がいのある子どもに対する支援の充実に努めます。

(2) 発達障害者に対する支援

発達障がいの早期発見と一人ひとりにあった支援を切れ目なく行うことが必要です。子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示の仕方など具体的な養育スキルを獲得するためのプログラムを実施します。

第2節 障がい児支援事業の見込み量

(1) 事業目標値（1ヶ月当たりの必要なサービス見込み量）

種 類	単 位	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
児童発達支援	人日分	31	30	40	40
	人	3	2	3	3
放課後等デイサービス	人日分	43	55	70	70
	人	4	5	6	6
保育所等訪問支援	人日分	1	1	0	0
	人	1	1	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
福祉型児童入所支援	人	0	0	0	0
医療型児童入所支援	人	0	0	0	0
障害児相談支援	人	5	7	9	9
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	0	1	1	1

(2) 発達障がい者に対する支援

項 目	単 位	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数及び実施者数	受講者数	6	8	8	8
	実施者	1	1	1	1

(3) 基盤整備見込み量（必要とする定員数）

種 類	単 位	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
児童発達支援	定員数	3	2	3	3
医療型児童発達支援		4	5	6	6
放課後等デイサービス		1	1	1	1
福祉型児童入所支援		0	0	0	0
医療型児童入所支援		0	0	0	0
障害児相談支援	事業所数	1	1	1	1

※児童福祉法に基づく障害児福祉サービス内容

サービスの種類	内容
児童発達支援	障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の支援を行います。
医療型児童発達支援	通常の児童発達支援に加え、治療を行う費用を給付します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに、放課後や休校日において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施するとともに、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用している又は利用予定の障害のある子どもが、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、本人や保育所等のスタッフに対して集団生活に適応するための訓練や支援方法など専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害により、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもに、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導知識技能付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する子どもに、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、サービス等の利用状況の確認を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、コーディネーターを配置し、保健、医療、障害福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

第6章 計画の推進体制

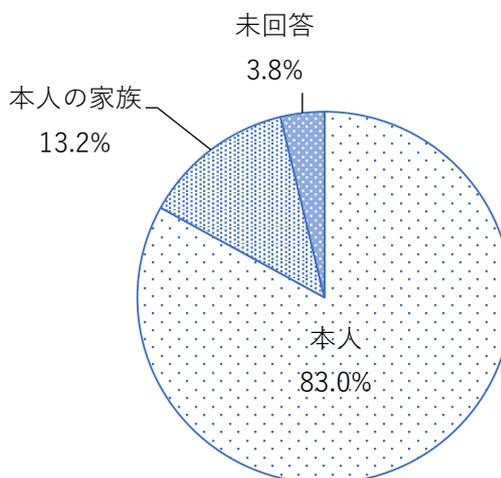
障がい者施策は、生活、就労、教育、医療などの多くの分野に関連します。障がいを持つ方の状況にあったサービスが必要であり、関係部局で連携し総合的に取組みます。ニーズを把握し、サービス提供を主体的に計画的に提供できるよう取組みます。

障がい者の福祉サービスは、市町村が実施主体となりサービスを提供することになっていますが、これには県や市町村、事業者、障がい者の皆さんとの連携が必要です。上伊那圏域自立支援協議会等を活用し、連携を図りながら計画を推進していきます。

障がい福祉に関するアンケート調査票

問1 お答えいただくのはどなたですか（〇は1つだけ）

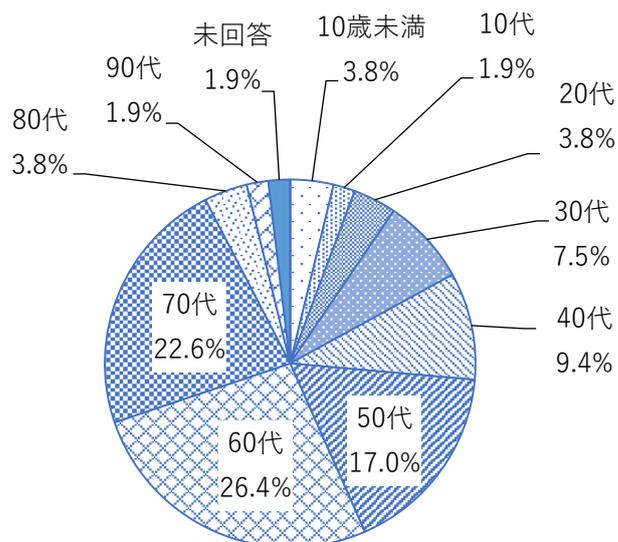
	度数	割合
本人	44	83.0%
本人の家族	7	13.2%
家族以外の親族	0	0.0%
未回答	2	3.8%
不明	0	0.0%
合計	53	100%



1. あなたの性別・年齢・家族について

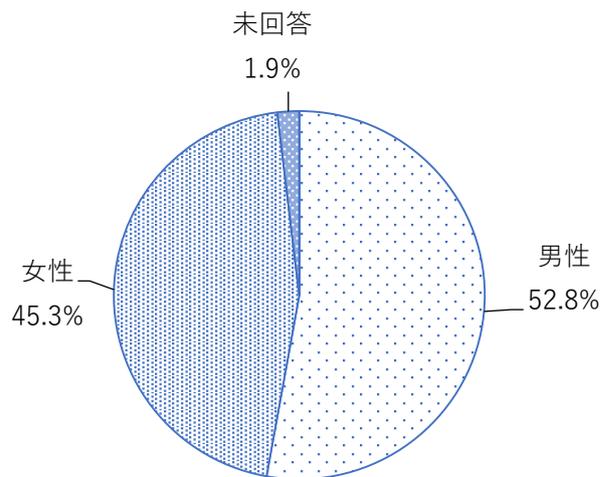
問2 年齢をお答えください。（令和5年8月1日現在）

	度数	割合
10歳未満	2	3.8%
10代	1	1.9%
20代	2	3.8%
30代	4	7.5%
40代	5	9.4%
50代	9	17.0%
60代	14	26.4%
70代	12	22.6%
80代	2	3.8%
90代	1	1.9%
未回答	1	1.9%
不明	0	0.0%
合計	53	100.0%



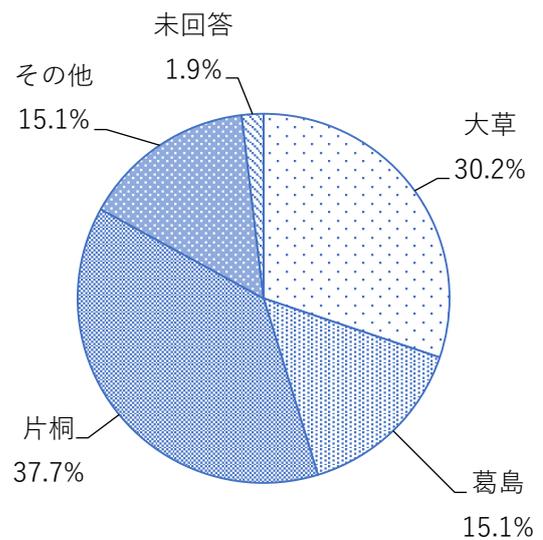
問3 性別をお答えください。(〇は1つだけ)

	度数	割合
男性	28	52.8%
女性	24	45.3%
その他	0	0.0%
未回答	1	1.9%
不明	0	0.0%
	53	100.0%



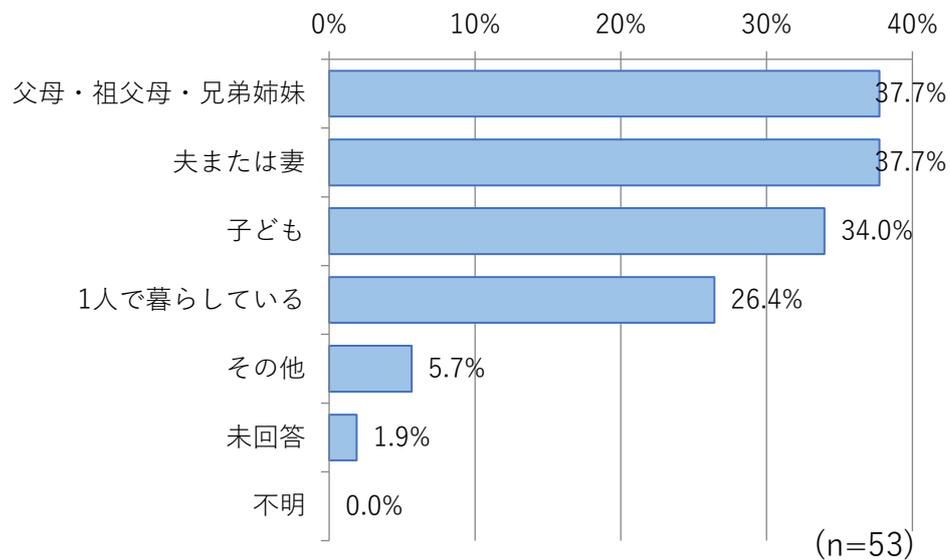
問4 お住まいの地区はどこですか。(〇は1つだけ)

	度数	割合
大草	16	30.2%
葛島	8	15.1%
片桐	20	37.7%
その他	8	15.1%
未回答	1	1.9%
不明	0	0.0%
	53	100.0%



問5 一緒に暮らしている人はどなたですか。(あてはまるものすべてに○)
 ※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「5」としてください。

	度数	割合
父母・祖父母・兄弟姉妹	20	37.7%
夫または妻	20	37.7%
子ども	18	34.0%
1人で暮らしている	14	26.4%
その他	3	5.7%
未回答	1	1.9%
不明	0	0.0%
回答者数 n	53	

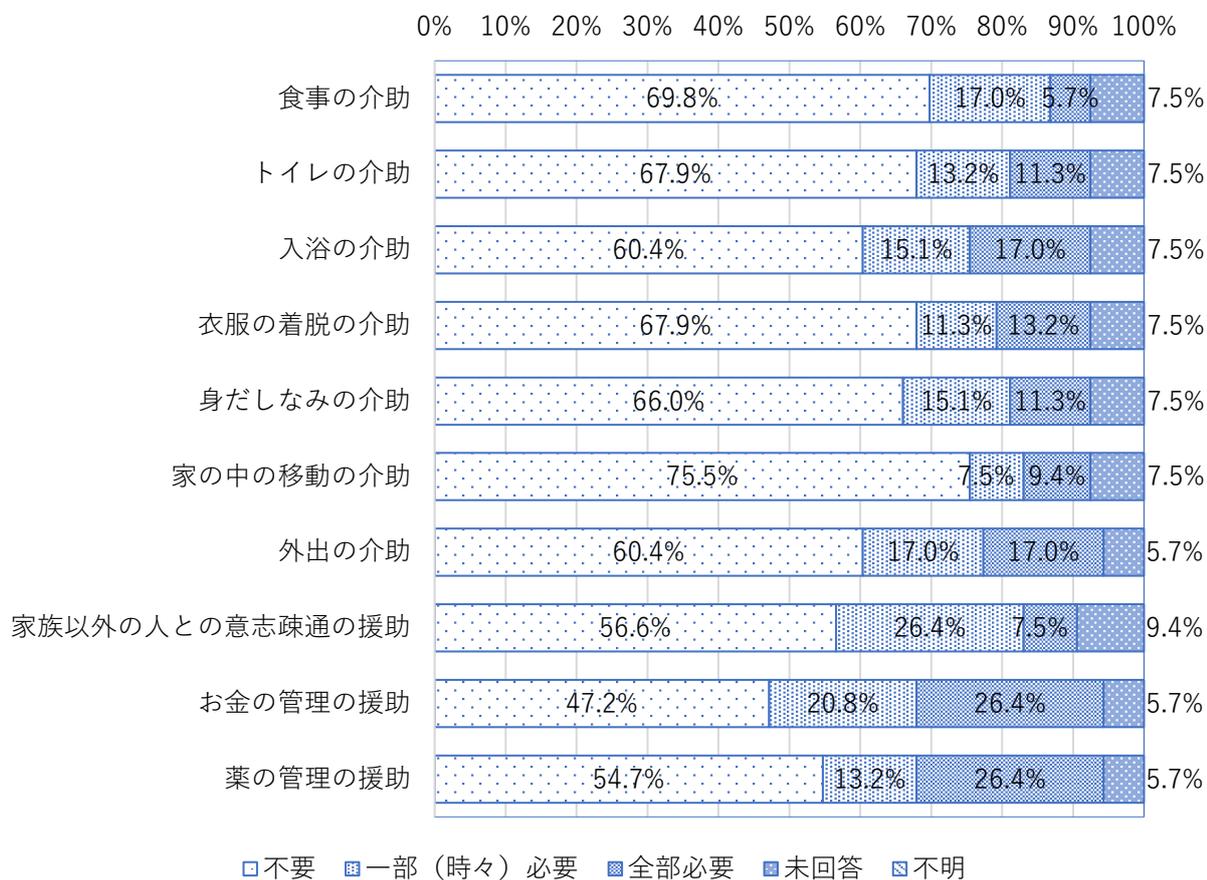


問6 日常生活の中で、次の支援が必要ですか。①から⑩までのそれぞれにお答えください。(①から⑩それぞれに○を1つ)

(人)

	全体				
	不要	一部 (時々) 必要	全部 必要	未回 答	不明
食事の介助	37	9	3	4	0
トイレの介助	36	7	6	4	0
入浴の介助	32	8	9	4	0
衣服の着脱の介助	36	6	7	4	0
身だしなみの介助	35	8	6	4	0
家の中の移動の介助	40	4	5	4	0
外出の介助	32	9	9	3	0
家族以外の人との意志疎通の援助	30	14	4	5	0
お金の管理の援助	25	11	14	3	0
薬の管理の援助	29	7	14	3	0

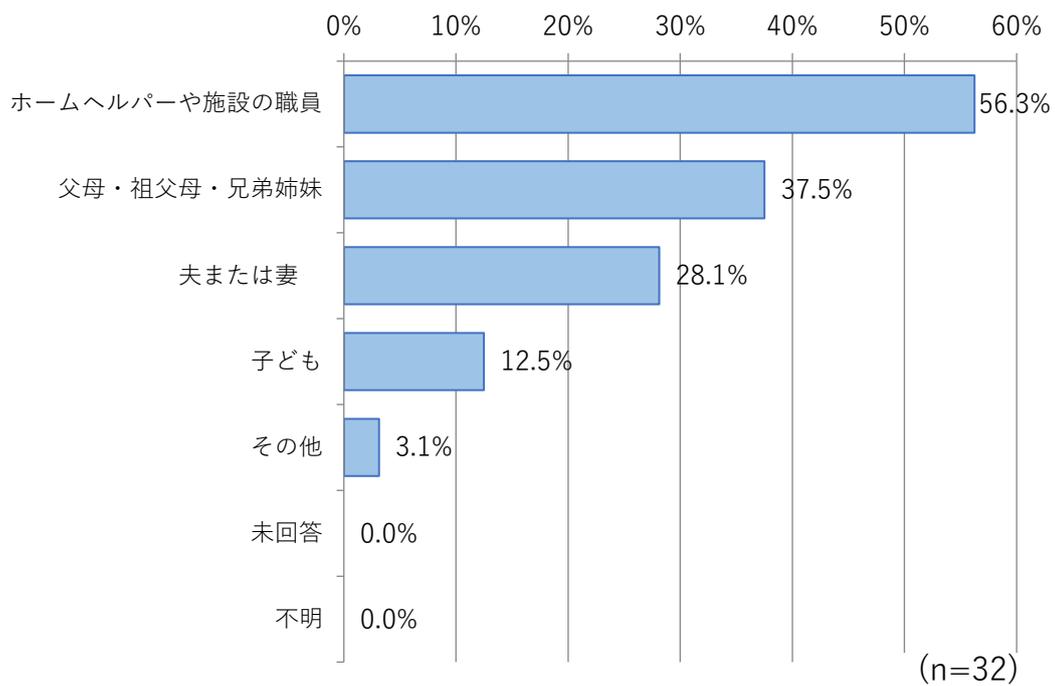
n=53



【問6で「一部（時々）必要」「全部必要」と答えた方がお答えください。】

問7 支援してくれる方は主に誰ですか。（あてはまるものすべてに○）

	度数	割合
ホームヘルパーや施設の職員	18	56.3%
父母・祖父母・兄弟姉妹	12	37.5%
夫または妻	9	28.1%
子ども	4	12.5%
その他	1	3.1%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
回答者数 n	32	

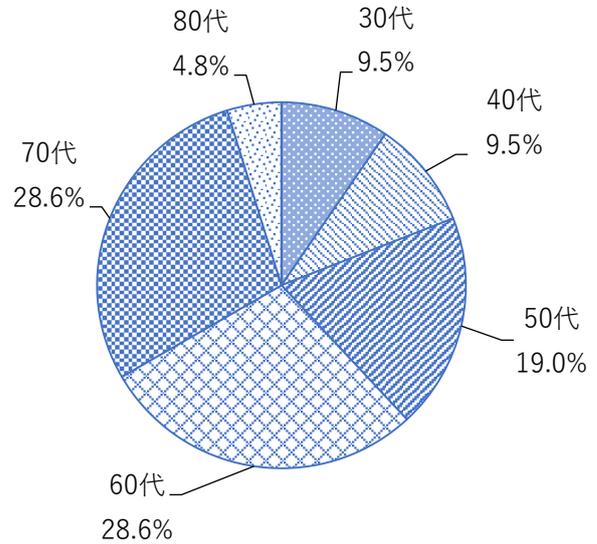


【問7で1. 2. 3と答えた方がお答えください】

問8 支援してくれる家族で、主な方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

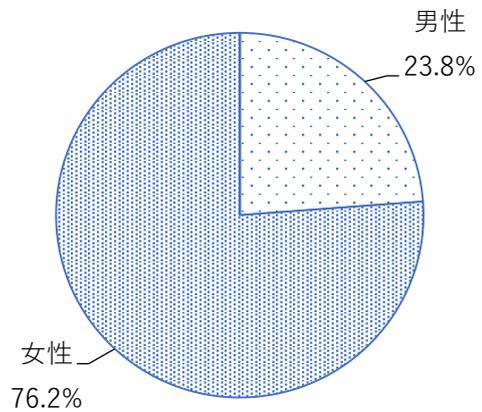
① 年齢（令和5年8月1日現在）

	度数	割合
10歳未満	0	0.0%
10代	0	0.0%
20代	0	0.0%
30代	2	9.5%
40代	2	9.5%
50代	4	19.0%
60代	6	28.6%
70代	6	28.6%
80代	1	4.8%
90代	0	0.0%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
	21	100.0%



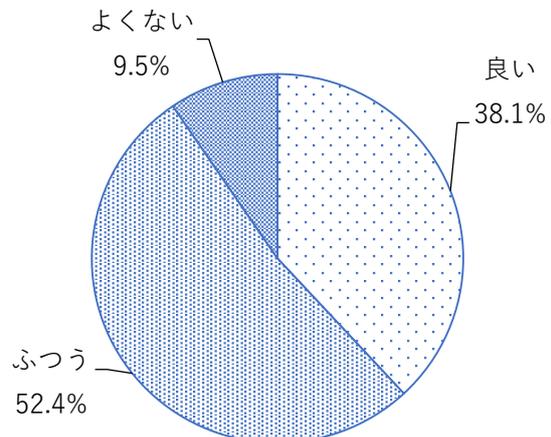
② 性別（○は1つだけ）

	度数	割合
男性	5	23.8%
女性	16	76.2%
その他	0	0.0%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
	21	100.0%



③ 健康状態（○は1つだけ）

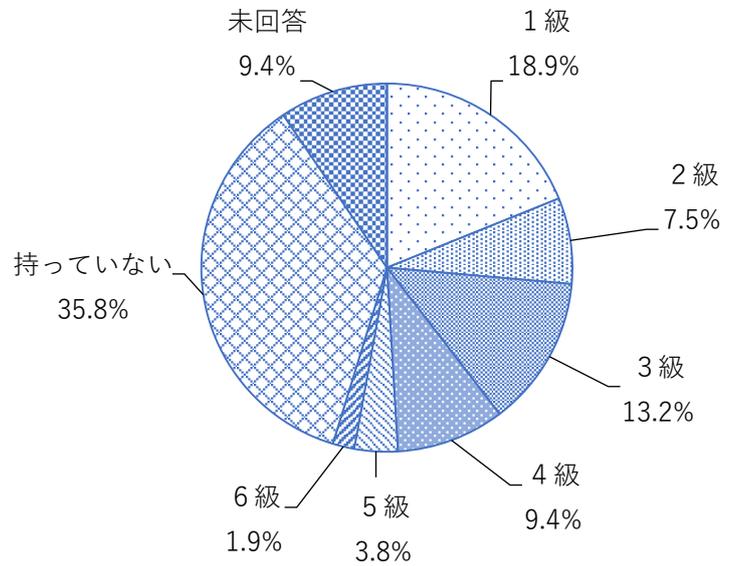
	度数	割合
良い	8	38.1%
ふつう	11	52.4%
よくない	2	9.5%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
	21	100.0%



2. あなたの障害の状態について

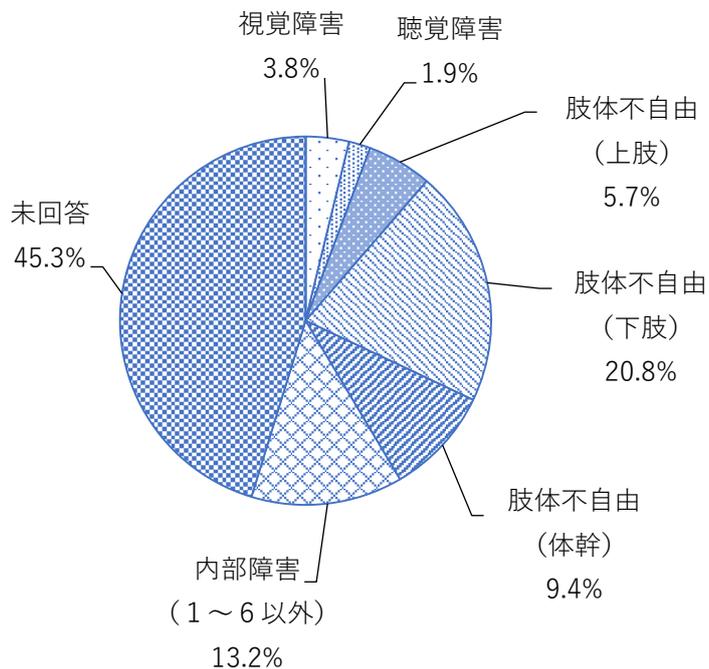
問9 身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

	度数	割合
1級	10	18.9%
2級	4	7.5%
3級	7	13.2%
4級	5	9.4%
5級	2	3.8%
6級	1	1.9%
持っていない	19	35.8%
未回答	5	9.4%
不明	0	0.0%
	53	100.0%



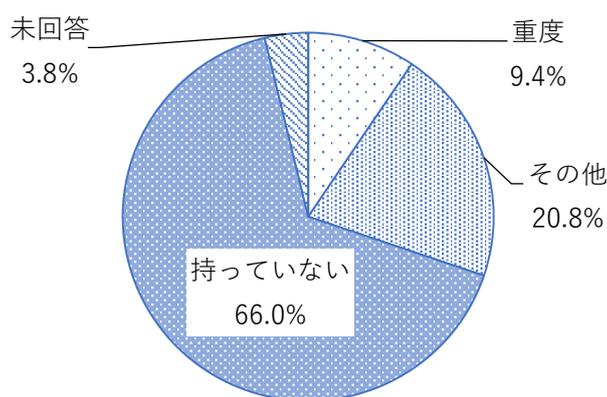
問 10 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。
 (〇は1つだけ)

	度数	割合
視覚障害	2	3.8%
聴覚障害	1	1.9%
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0.0%
肢体不自由（上肢）	3	5.7%
肢体不自由（下肢）	11	20.8%
肢体不自由（体幹）	5	9.4%
内部障害☒1～6以外)	7	13.2%
未回答	24	45.3%
不明	0	0.0%
	53	100.0%



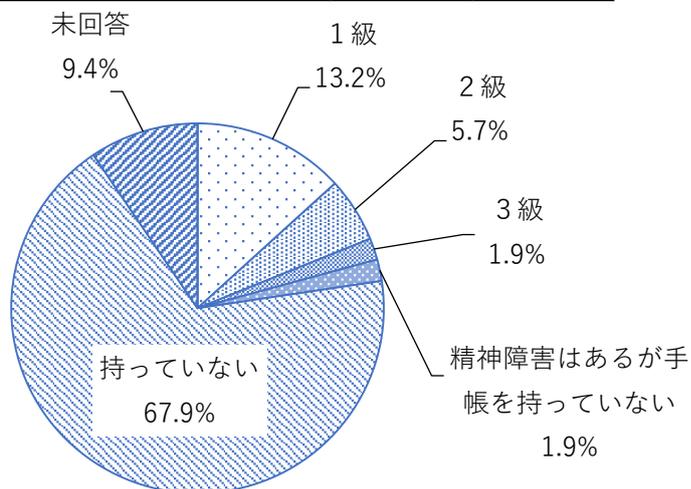
問 11 療育手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

	度数	割合
重度	5	9.4%
その他	11	20.8%
知的障害はあるが手帳を持っていない	0	0.0%
持っていない	35	66.0%
未回答	2	3.8%
不明	0	0.0%
	53	100.0%



問 12 精神障害者手帳はお持ちですか。(○は1つだけ)

	度数	割合
1級	7	13.2%
2級	3	5.7%
3級	1	1.9%
精神障害はあるが手帳を持っていない	1	1.9%
持っていない	36	67.9%
未回答	5	9.4%
不明	0	0.0%
	53	100.0%

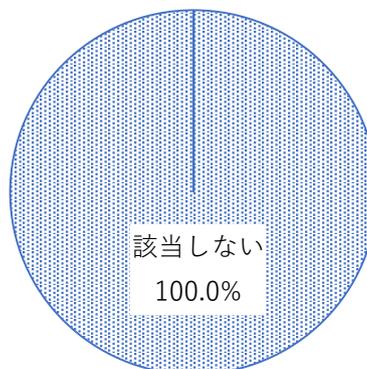


問 13 【18歳未満の方のみお答えください】重症心身障害に該当しますか。

(○は1つだけ)

※重症心身障害とは、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態をいいます。

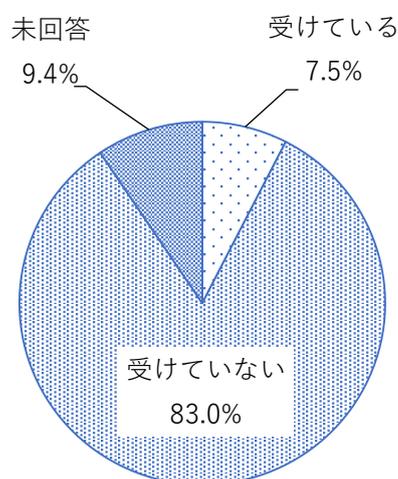
	度数	割合
該当する	0	0.0%
該当しない	2	100.0%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
	2	100.0%



問 14 難病（指定難病）の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

※難病（指定難病）とは、筋萎縮性側索硬化症（ALS）やパーキンソン病などの治療が確立していない疾病その他特殊な疾病をいいます。

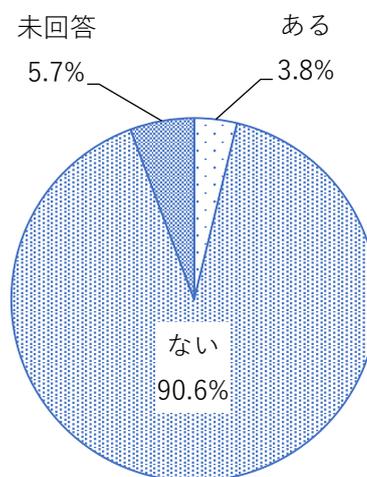
	度数	割合
受けている	4	7.5%
受けていない	44	83.0%
未回答	5	9.4%
不明	0	0.0%
	53	100.0%



問 15 発達障害として診断されたことがありますか。(〇は1つだけ)

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

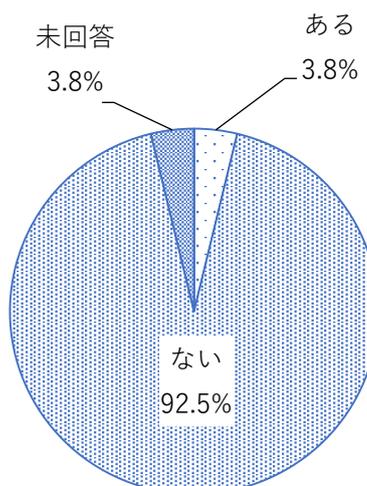
	度数	割合
ある	2	3.8%
ない	48	90.6%
未回答	3	5.7%
不明	0	0.0%
	53	100.0%



問 16 高次脳機能障害として診断されたことがありますか。(〇は1つだけ)

※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受けその後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等をさすものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」等の症状があります。

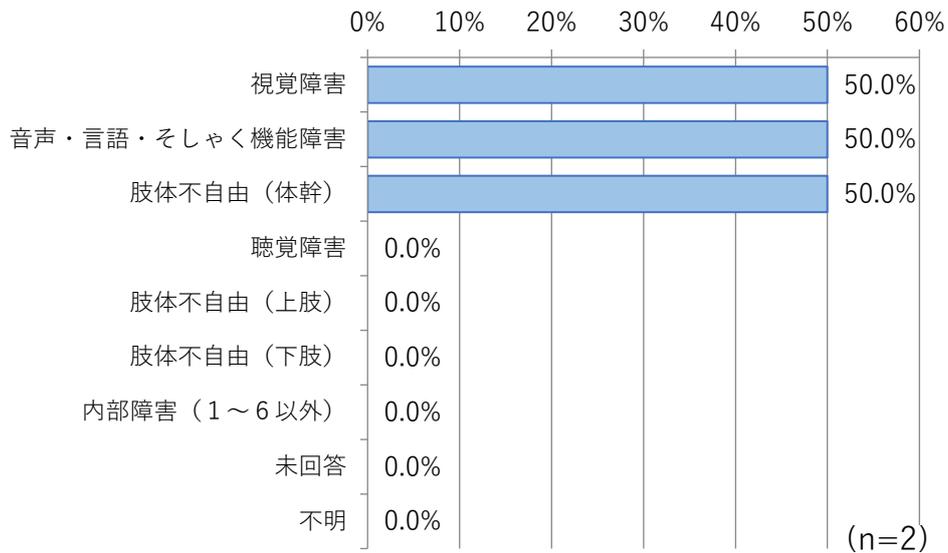
	度数	割合
ある	2	3.8%
ない	49	92.5%
未回答	2	3.8%
不明	0	0.0%
	53	100.0%



【問 16 で「ある」と答えた方がお答えください】

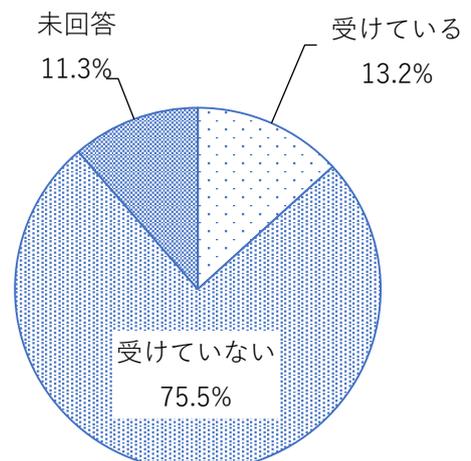
問 17 その関連障害をお答えください。(あてはまるものすべてに○)

	度数	割合
視覚障害	1	50.0%
音声・言語・そしゃく機能障害	1	50.0%
肢体不自由(体幹)	1	50.0%
聴覚障害	0	0.0%
肢体不自由(上肢)	0	0.0%
肢体不自由(下肢)	0	0.0%
内部障害(1～6以外)	0	0.0%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
回答者数 n	2	



問 18 医療的ケアを受けていますか(○は1つだけ)

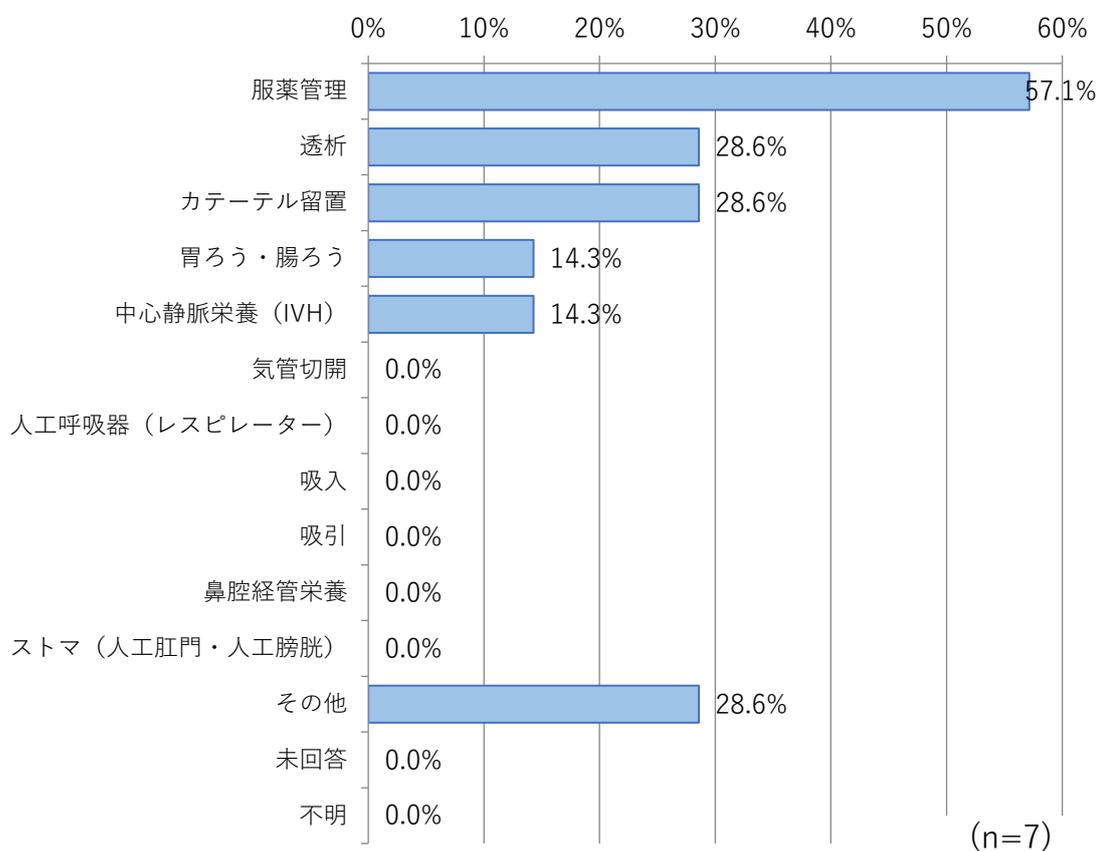
	度数	割合
受けている	7	13.2%
受けていない	40	75.5%
未回答	6	11.3%
不明	0	0.0%
	53	100.0%



【問 18 で「受けている」と答えた方がお答えください】

問 19 受けている医療的ケアをお答えください。(あてはまるものすべてに○)

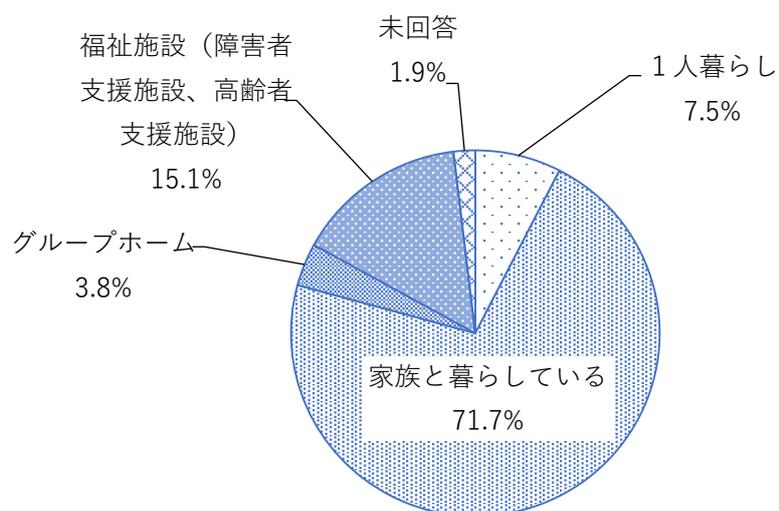
	度数	割合
服薬管理	4	57.1%
透析	2	28.6%
カテーテル留置	2	28.6%
胃ろう・腸ろう	1	14.3%
中心静脈栄養 (IVH)	1	14.3%
気管切開	0	0.0%
人工呼吸器 (レスピレーター)	0	0.0%
吸入	0	0.0%
吸引	0	0.0%
鼻腔経管栄養	0	0.0%
ストマ (人工肛門・人工膀胱)	0	0.0%
その他	2	28.6%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
回答者数 n	7	



3. あなたの住まいや暮らしについて

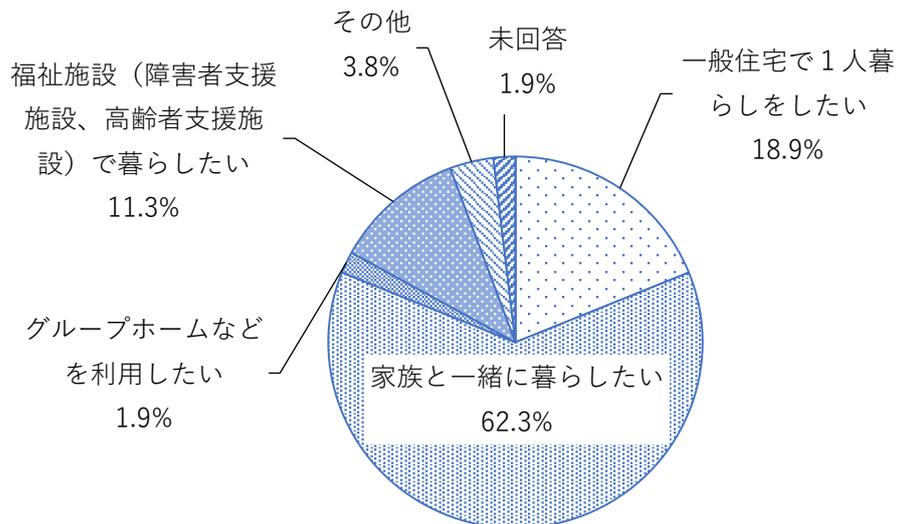
問 20 現在どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

	度数	割合
1人暮らし	4	7.5%
家族と暮らしている	38	71.7%
グループホーム	2	3.8%
福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）	8	15.1%
入院中	0	0.0%
その他	0	0.0%
未回答	1	1.9%
不明	0	0.0%
	53	100.0%



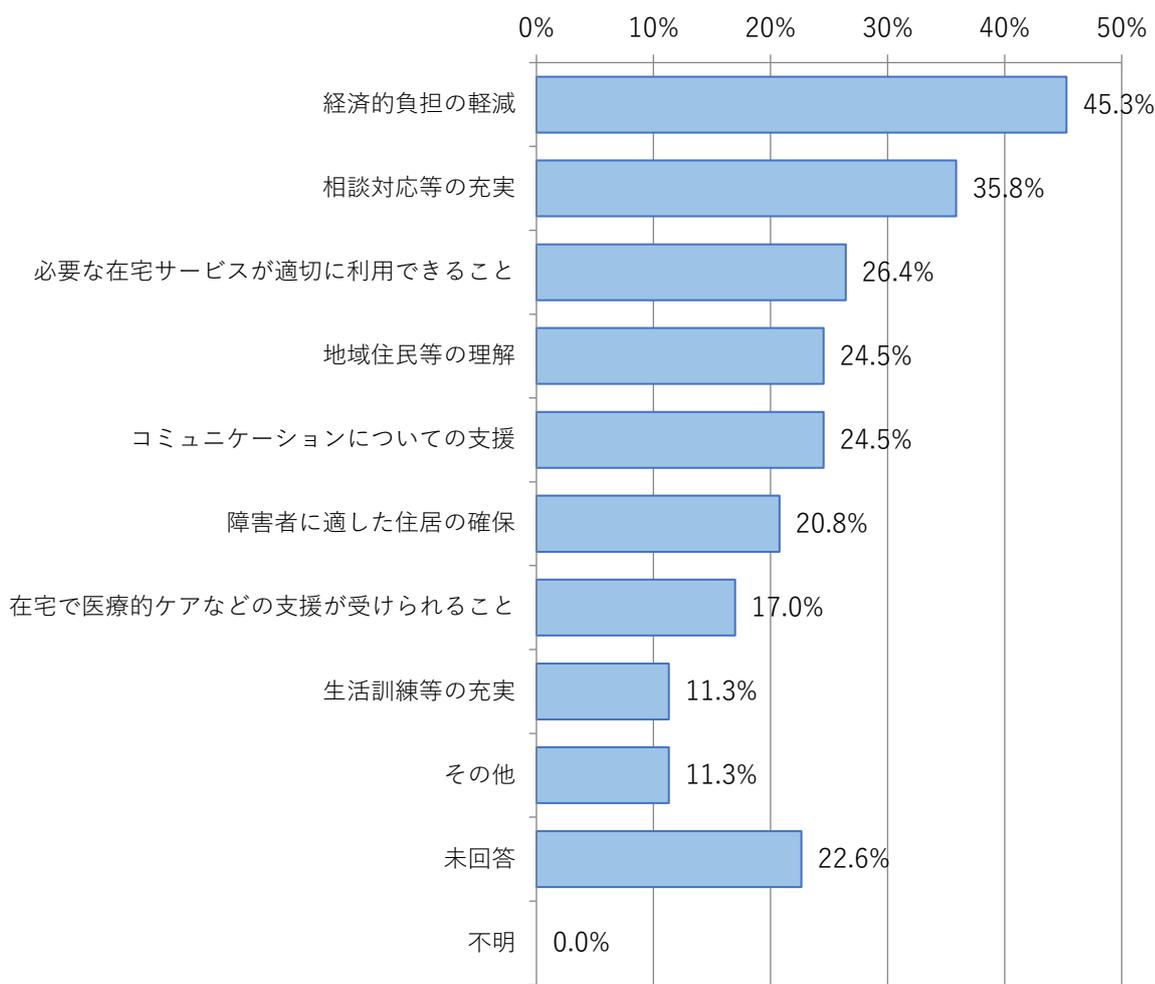
問 21 3年以内にどのように暮らしていただきたいと思えますか。(〇は1つだけ)

	度数	割合
一般住宅で1人暮らしをしたい	10	18.9%
家族と一緒に暮らしたい	33	62.3%
グループホームなどを利用したい	1	1.9%
福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい	6	11.3%
その他	2	3.8%
未回答	1	1.9%
不明	0	0.0%
	53	100.0%



問 22 希望する暮らしを送るには、どのような支援があればよいと思いますか。
 (あてはまるものすべてに○)

	度数	割合
経済的負担の軽減	24	45.3%
相談対応等の充実	19	35.8%
必要な在宅サービスが適切に利用できること	14	26.4%
地域住民等の理解	13	24.5%
コミュニケーションについての支援	13	24.5%
障害者に適した住居の確保	11	20.8%
在宅で医療的ケアなどの支援が受けられること	9	17.0%
生活訓練等の充実	6	11.3%
その他	6	11.3%
未回答	12	22.6%
不明	0	0.0%
回答者数 n	53	

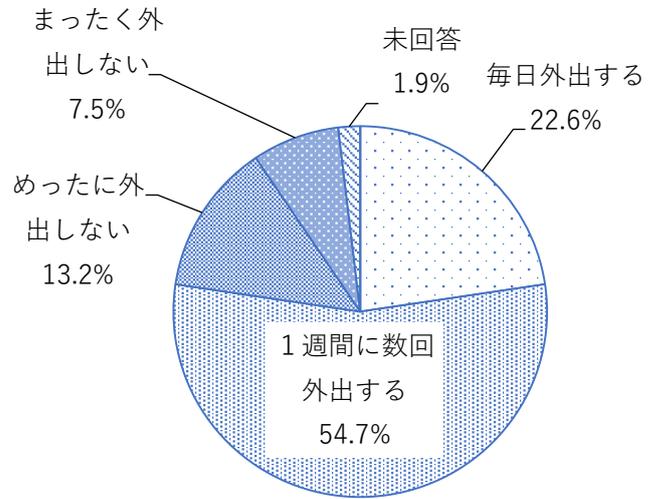


(n=53)

4. あなたの日中活動や就労について

問 23 1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)

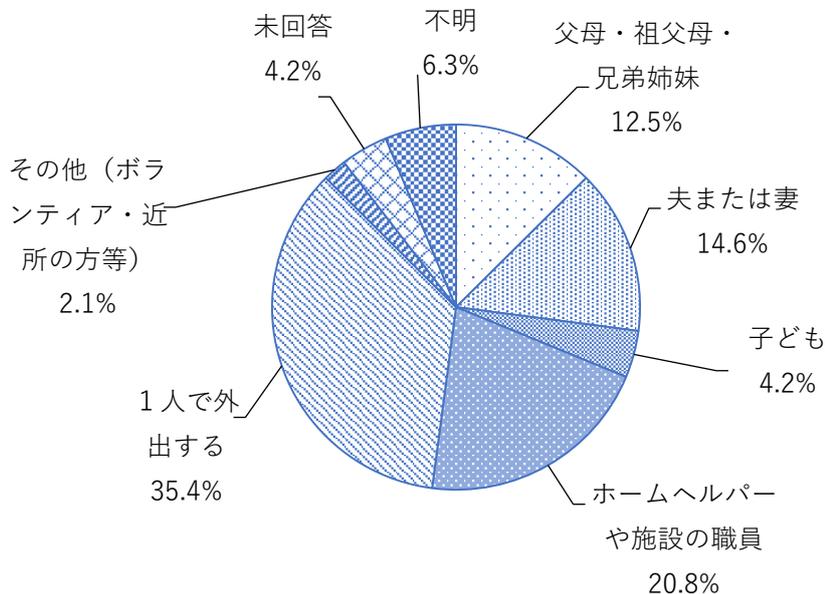
	度数	割合
毎日外出する	12	22.6%
1週間に数回外出する	29	54.7%
めったに外出しない	7	13.2%
まったく外出しない	4	7.5%
未回答	1	1.9%
不明	0	0.0%
	53	100.0%



【問 24 から問 26 は、問 23 で「4」以外と答えた方がお答えください】

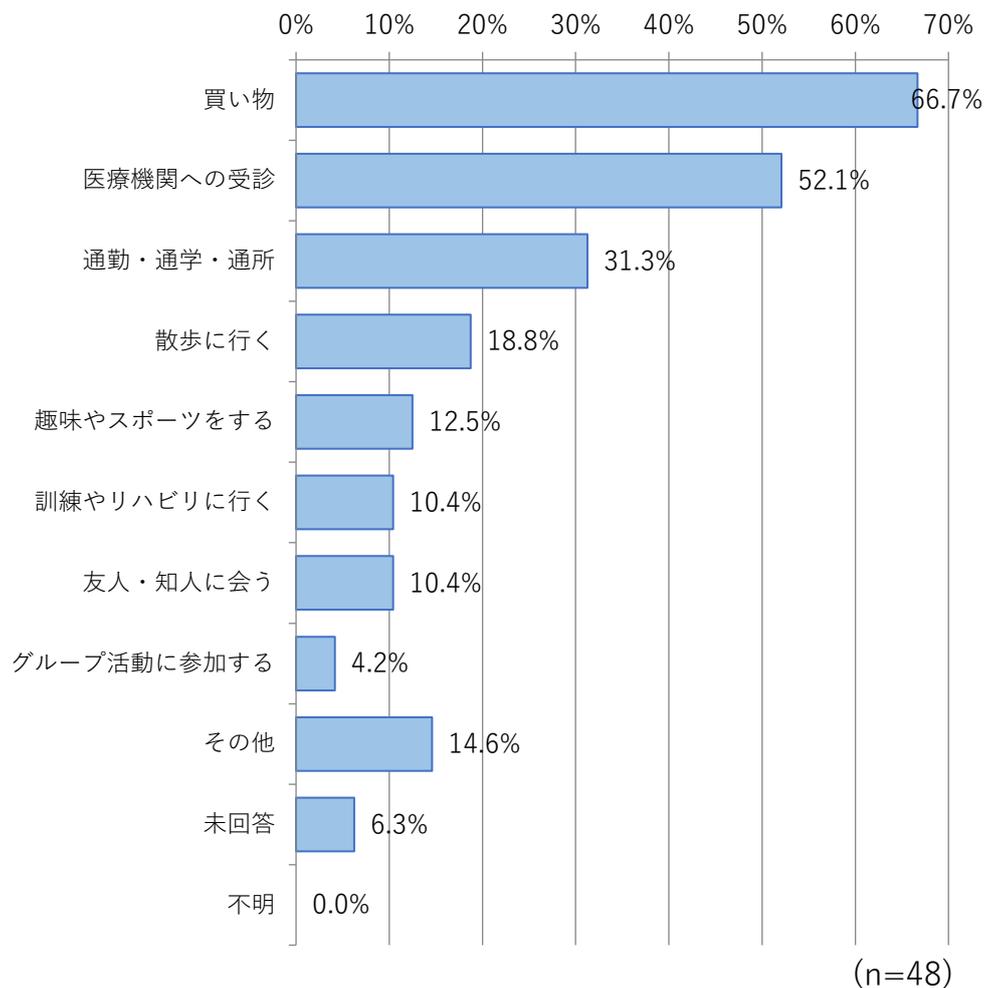
問 24 外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

	度数	割合
父母・祖父母・兄弟姉妹	6	12.5%
夫または妻	7	14.6%
子ども	2	4.2%
ホームヘルパーや施設の職員	10	20.8%
1人で外出する	17	35.4%
その他(ボランティア・近所の方等)	1	2.1%
未回答	2	4.2%
不明	3	6.3%
	48	100.0%



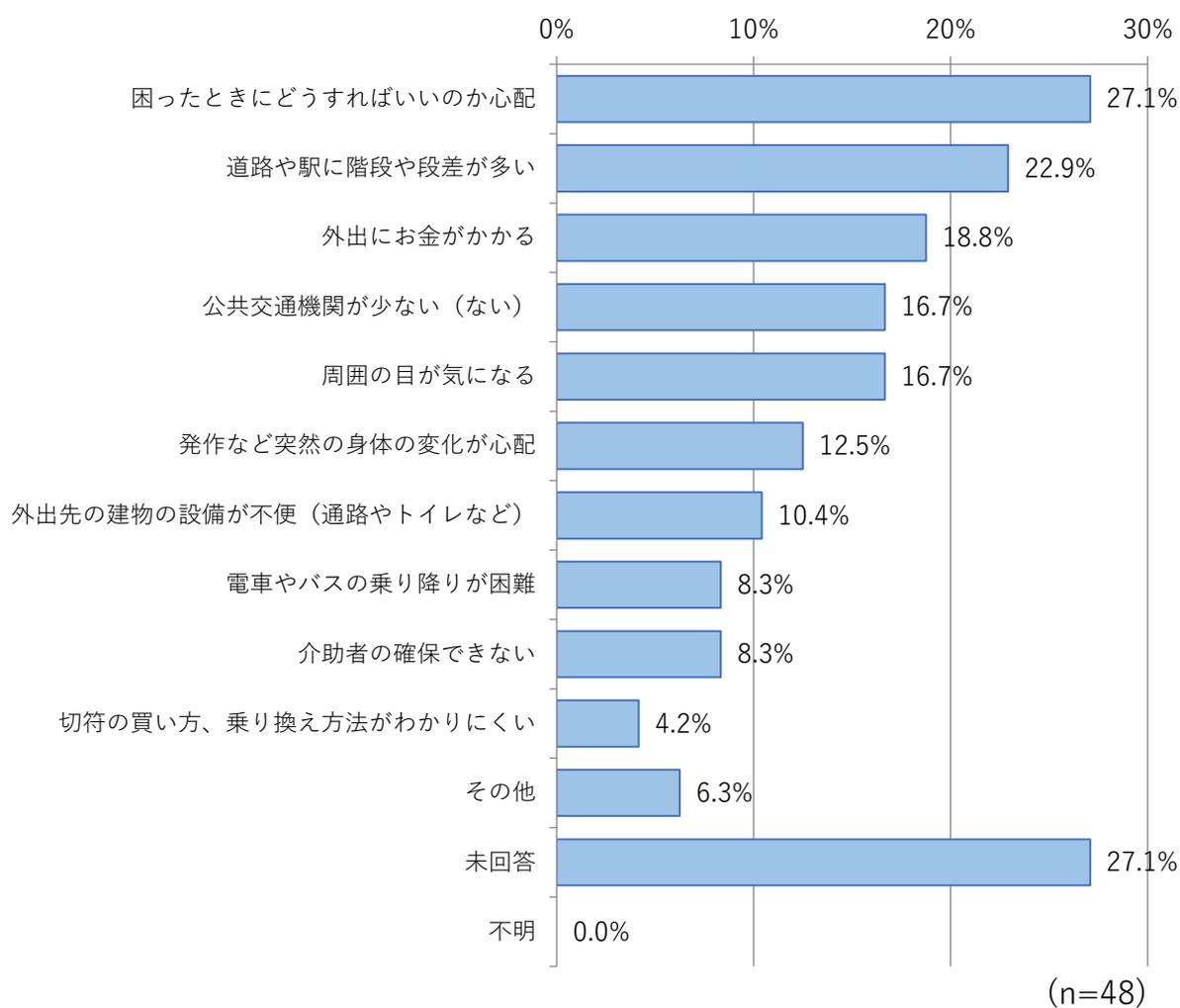
問 25 どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

	度数	割合
買い物	32	66.7%
医療機関への受診	25	52.1%
通勤・通学・通所	15	31.3%
散歩に行く	9	18.8%
趣味やスポーツをする	6	12.5%
訓練やリハビリに行く	5	10.4%
友人・知人に会う	5	10.4%
グループ活動に参加する	2	4.2%
その他	7	14.6%
未回答	3	6.3%
不明	0	0.0%
回答者数 n	48	



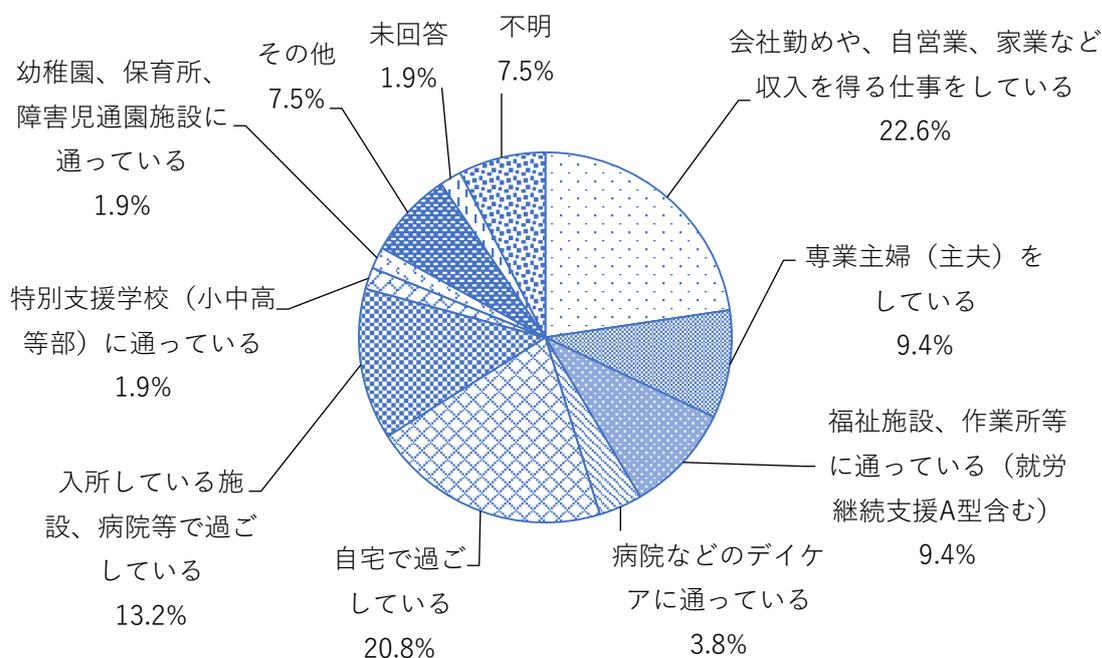
問26 外出するときに困ることはなんですか。(あてはまるものすべてに○)

	度数	割合
困ったときにどうすればいいのか心配	13	27.1%
道路や駅に階段や段差が多い	11	22.9%
外出にお金がかかる	9	18.8%
公共交通機関が少ない(ない)	8	16.7%
周囲の目が気になる	8	16.7%
発作など突然の身体の変化が心配	6	12.5%
外出先の建物の設備が不便(通路やトイレなど)	5	10.4%
電車やバスの乗り降りが困難	4	8.3%
介助者の確保できない	4	8.3%
切符の買い方、乗り換え方法がわかりにくい	2	4.2%
その他	3	6.3%
未回答	13	27.1%
不明	0	0.0%
回答者数 n	48	



問27 日中どのように過ごしていますか。(〇は1つだけ)

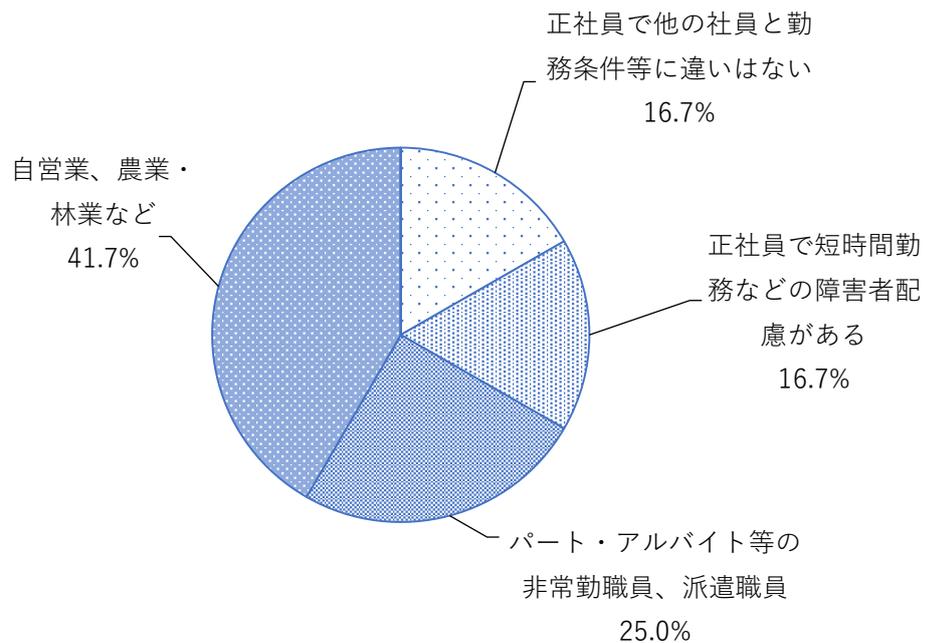
	度数	割合
会社勤めや、自営業、家業など収入を得る仕事をしている	12	22.6%
ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	0	0.0%
専業主婦（主夫）をしている	5	9.4%
福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型含む）	5	9.4%
病院などのデイケアに通っている	2	3.8%
リハビリテーションを受けている	0	0.0%
自宅で過ごしている	11	20.8%
入所している施設、病院等で過ごしている	7	13.2%
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0	0.0%
特別支援学校（小中高等部）に通っている	1	1.9%
一般の高校、小中学校に通っている	0	0.0%
幼稚園、保育所、障害児通園施設に通っている	1	1.9%
その他	4	7.5%
未回答	1	1.9%
不明	4	7.5%
回答者数 n	53	100.0%



【問 28 は、問 27 で「1」と答えた方がお答えください】

問 28 どのような勤務形態で働いていますか（〇は1つだけ）

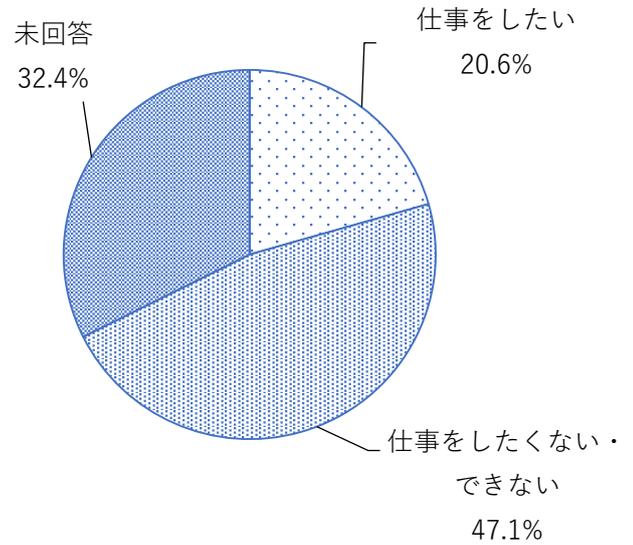
	度数	割合
正社員で他の社員と勤務条件等に違いはない	2	16.7%
正社員で短時間勤務などの障害者配慮がある	2	16.7%
パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	3	25.0%
自営業、農業・林業など	5	41.7%
その他	0	0.0%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
	12	100.0%



【問 29 は、問 27 で「1」以外と答えた方 18 歳～64 歳の方がお答えください】

問 29 今後収入を得る仕事をしたいと思いませんか。(○は1つだけ)

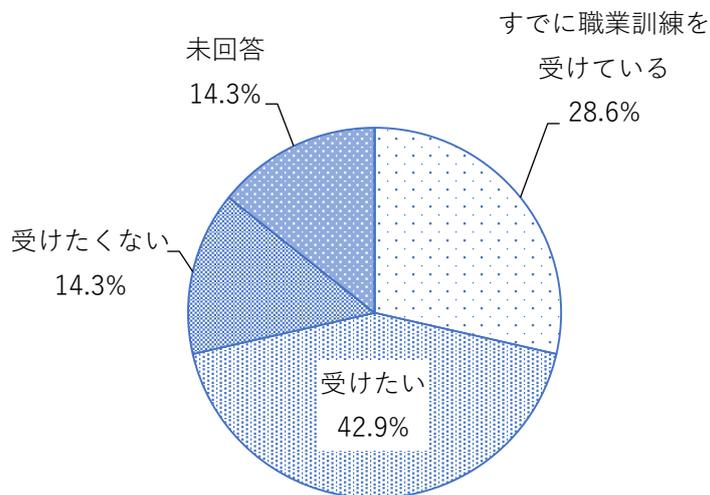
	度数	割合
仕事をしたい	7	20.6%
仕事をしたくない・できない	16	47.1%
未回答	11	32.4%
不明	0	0.0%
	34	100.0%



【問 30 は、問 29 で「1」と答えた方がお答えください】

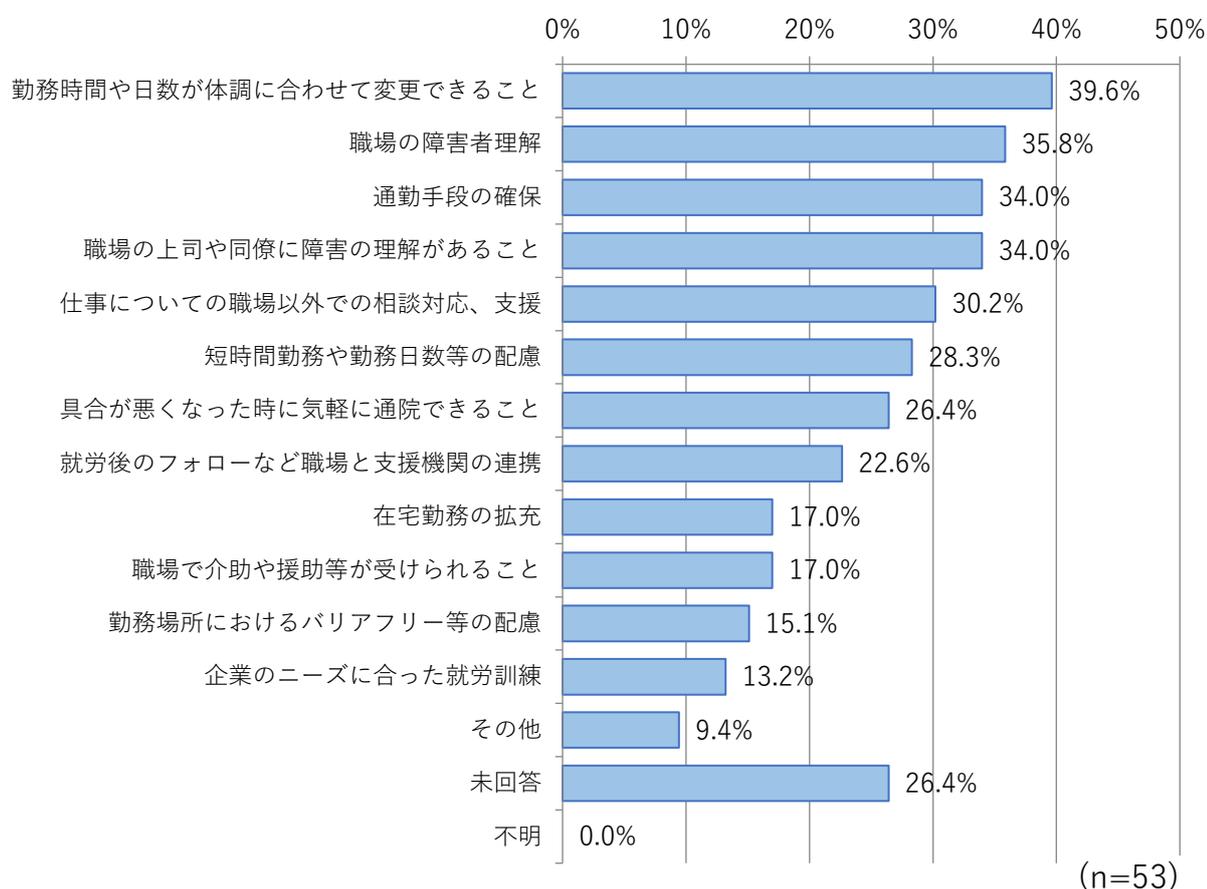
問 30 収入を得るために職業訓練を受けたいと思いませんか。(○は1つだけ)

	度数	割合
すでに職業訓練を受けている	2	28.6%
受けたい	3	42.9%
受けたくない	1	14.3%
未回答	1	14.3%
不明	0	0.0%
	7	100.0%



問31 障害者の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

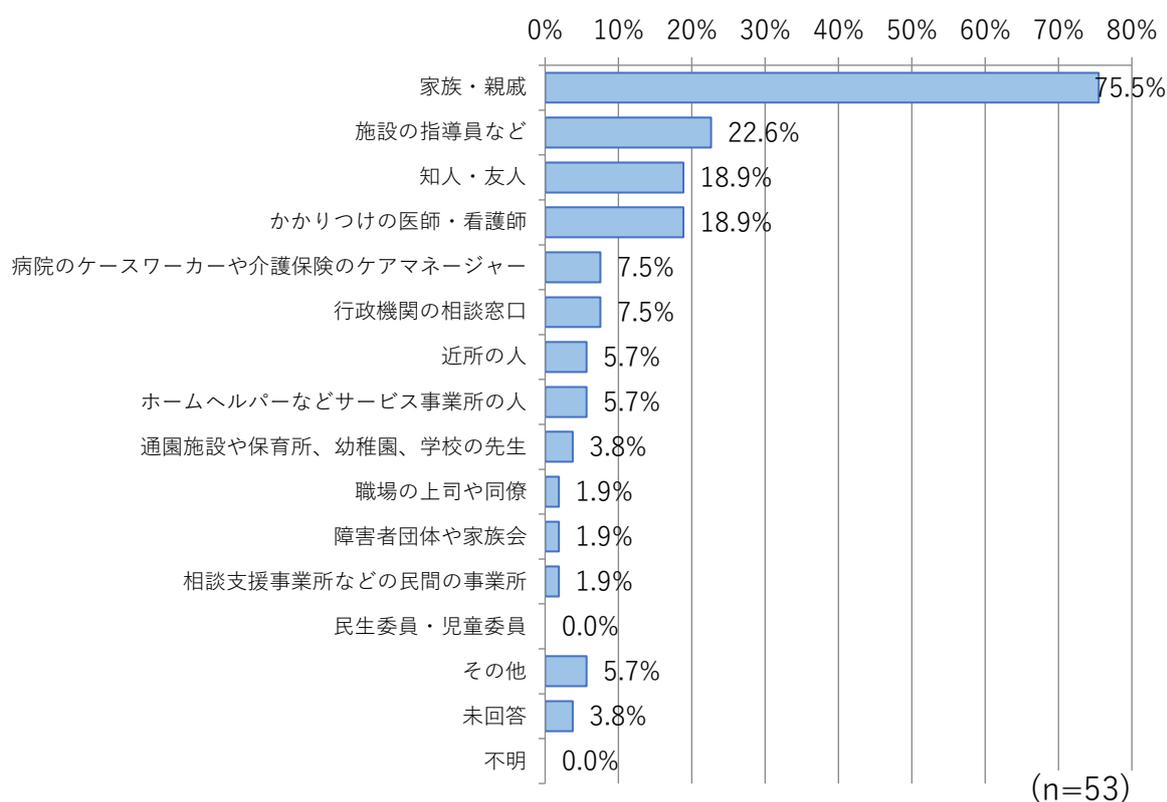
	度数	割合
勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	21	39.6%
職場の障害者理解	19	35.8%
通勤手段の確保	18	34.0%
職場の上司や同僚に障害の理解があること	18	34.0%
仕事についての職場以外での相談対応、支援	16	30.2%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	15	28.3%
具合が悪くなった時に気軽に通院できること	14	26.4%
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	12	22.6%
在宅勤務の拡充	9	17.0%
職場で介助や援助等が受けられること	9	17.0%
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	8	15.1%
企業のニーズに合った就労訓練	7	13.2%
その他	5	9.4%
未回答	14	26.4%
不明	0	0.0%
回答者数 n	53	



5. あなたの相談相手について

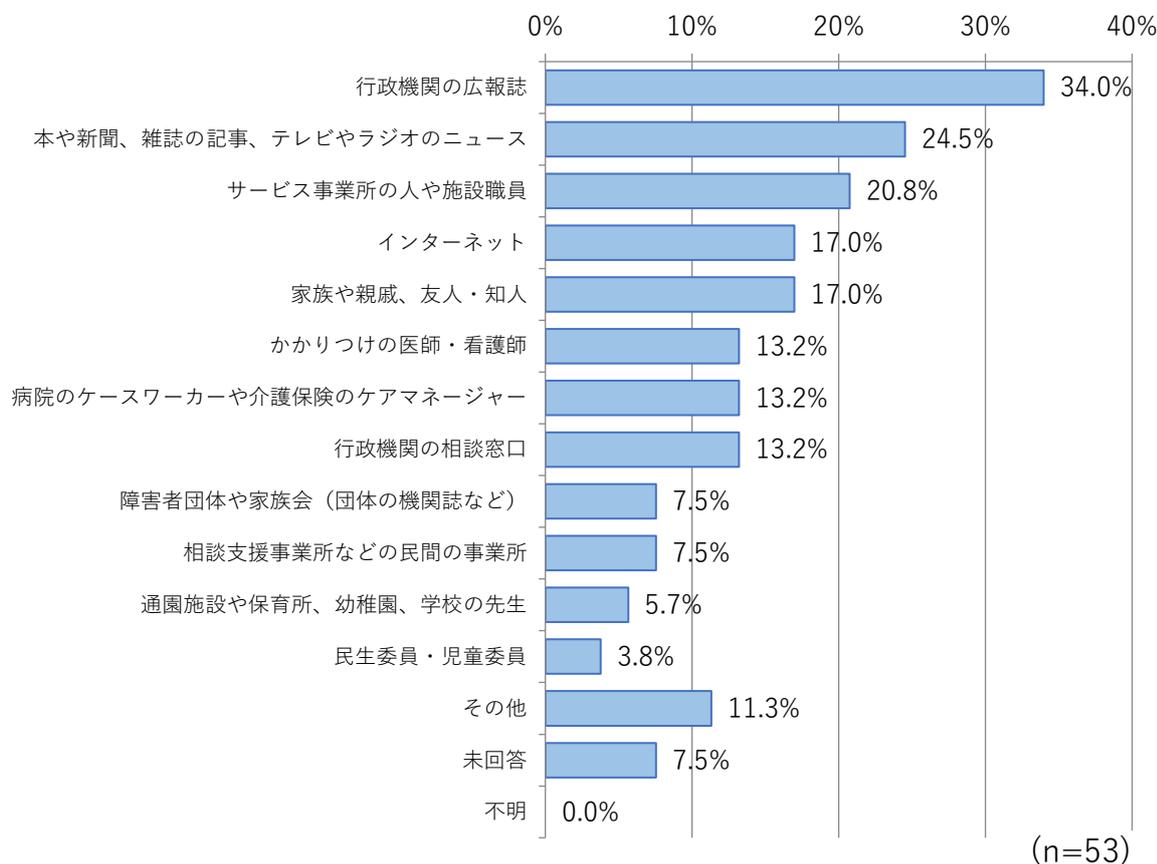
問32 普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

	度数	割合
家族・親戚	40	75.5%
施設の指導員など	12	22.6%
知人・友人	10	18.9%
かかりつけの医師・看護師	10	18.9%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	4	7.5%
行政機関の相談窓口	4	7.5%
近所の人	3	5.7%
ホームヘルパーなどサービス事業所の人	3	5.7%
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	2	3.8%
職場の上司や同僚	1	1.9%
障害者団体や家族会	1	1.9%
相談支援事業所などの民間の事業所	1	1.9%
民生委員・児童委員	0	0.0%
その他	3	5.7%
未回答	2	3.8%
不明	0	0.0%
回答者数 n	53	



問 33 障害や福祉サービスの情報をどこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

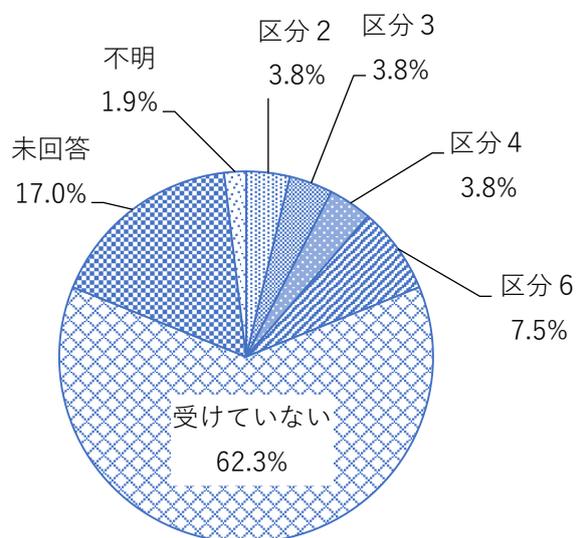
	度数	割合
行政機関の広報誌	18	34.0%
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	13	24.5%
サービス事業所の人や施設職員	11	20.8%
インターネット	9	17.0%
家族や親戚、友人・知人	9	17.0%
かかりつけの医師・看護師	7	13.2%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	7	13.2%
行政機関の相談窓口	7	13.2%
障害者団体や家族会（団体の機関誌など）	4	7.5%
相談支援事業所などの民間の事業所	4	7.5%
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	3	5.7%
民生委員・児童委員	2	3.8%
その他	6	11.3%
未回答	4	7.5%
不明	0	0.0%
回答者数 n	53	



6. あなたの障害福祉サービス等の利用について

問 34 障害支援区分の認定を受けていますか。(〇は1つだけ)

	度数	割合
区分 1	0	0.0%
区分 2	2	3.8%
区分 3	2	3.8%
区分 4	2	3.8%
区分 5	0	0.0%
区分 6	4	7.5%
受けていない	33	62.3%
未回答	9	17.0%
不明	1	1.9%
	53	100.0%



問 35 次のサービスを利用していますか。またこれから利用する予定はありますか。

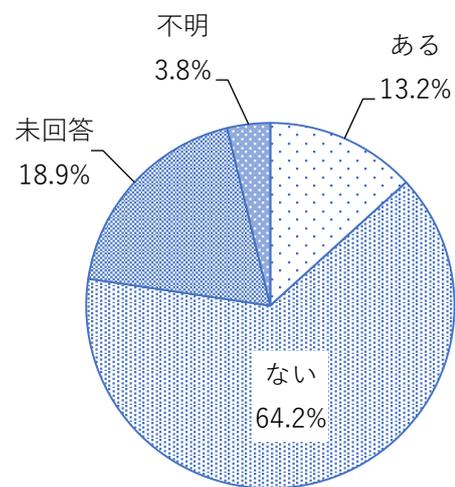
(人)

	同 じ く ら い 利 用	増 や す 予 定	減 ら す 予 定	未 回 答	不 明
居宅介護（ホームヘルプ）	1	1	0	0	0
重度訪問介護	0	0	0	0	0
同行援護	0	0	0	0	0
行動援護	0	1	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
施設入所支援	5	0	0	2	0
短期入所（ショートステイ）	0	1	0	0	0
療養介護	2	0	0	0	0
生活介護	6	0	0	1	0
自立生活援助	0	0	1	1	0
共同生活援助（グループホーム）	0	1	0	0	0
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	2	0	0	0	0
就労移行支援	0	1	0	0	0
就労継続支援（A型、B型）	2	4	0	0	0
就労定着支援	0	0	0	0	0
計画相談支援	3	1	0	1	0
地域移行支援	1	0	0	0	0
地域定着支援	1	0	0	0	0
児童発達支援	1	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	0	1	0	0	0
障害児相談支援	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0
福祉型児童入所施設	0	0	0	0	0
医療型児童入所施設	0	0	0	0	0

n=20

問 36 現在利用されているサービスで、今後3年以内に新たに利用したいサービスはありますか。(〇は1つだけ)

	度数	割合
ある	7	13.2%
ない	34	64.2%
未回答	10	18.9%
不明	2	3.8%
合計	53	100.0%



【問 36 で「ある」と答えた方がお答えください】

問 37 現在利用しているサービスで、今後新たに利用したいサービスがあればお答えください。(あてはまるものすべてに○)

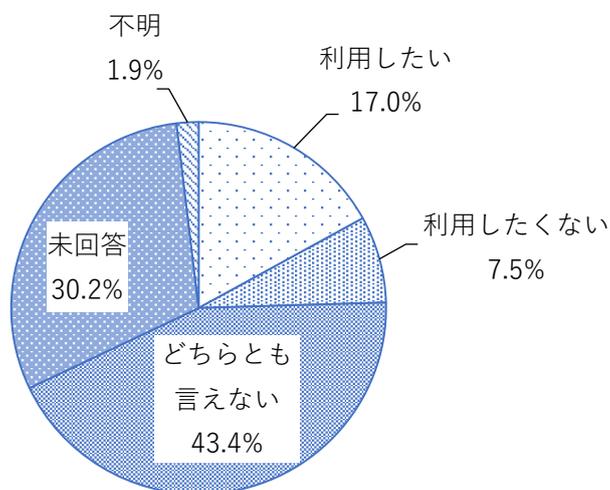
(人)

	度数
居宅介護（ホームヘルプ）	1
重度訪問介護	0
同行援護	0
行動援護	1
重度障害者等包括支援	0
施設入所支援	0
短期入所（ショートステイ）	1
療養介護	0
生活介護	0
自立生活援助	0
共同生活援助（グループホーム）	0
自立訓練（機能訓練、生活訓練）	0
就労移行支援	0
就労継続支援（A型、B型）	1
就労定着	0
計画相談支援	0
地域移行支援	1
地域定着支援	0
児童発達支援	0
医療型児童発達支援	0
放課後等デイサービス	1
障害児相談支援	0
居宅訪問型児童発達支援	0
保育所等訪問支援	0
福祉型児童入所施設	0
医療型児童入所施設	0
未回答	1
不明	0

n=8

問 38 障害福祉サービス利用の利用は利用者負担（1割）がかかります。利用者負担金を払って利用したいですか。

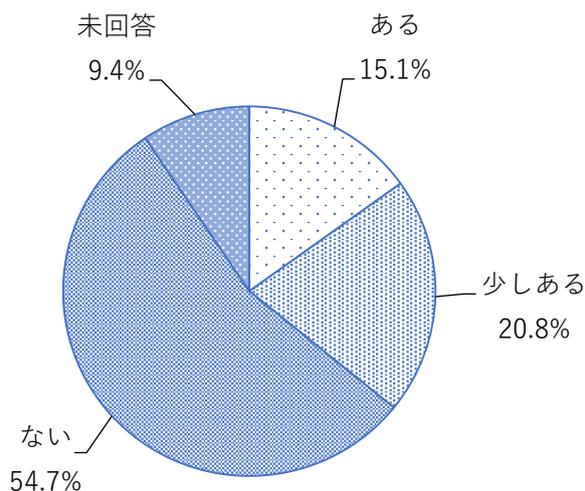
	度数	割合
利用したい	9	17.0%
利用したくない	4	7.5%
どちらとも言えない	23	43.4%
未回答	16	30.2%
不明	1	1.9%
合計	53	100.0%



7. 権利擁護について

問 39 障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。（〇は1つだけ）

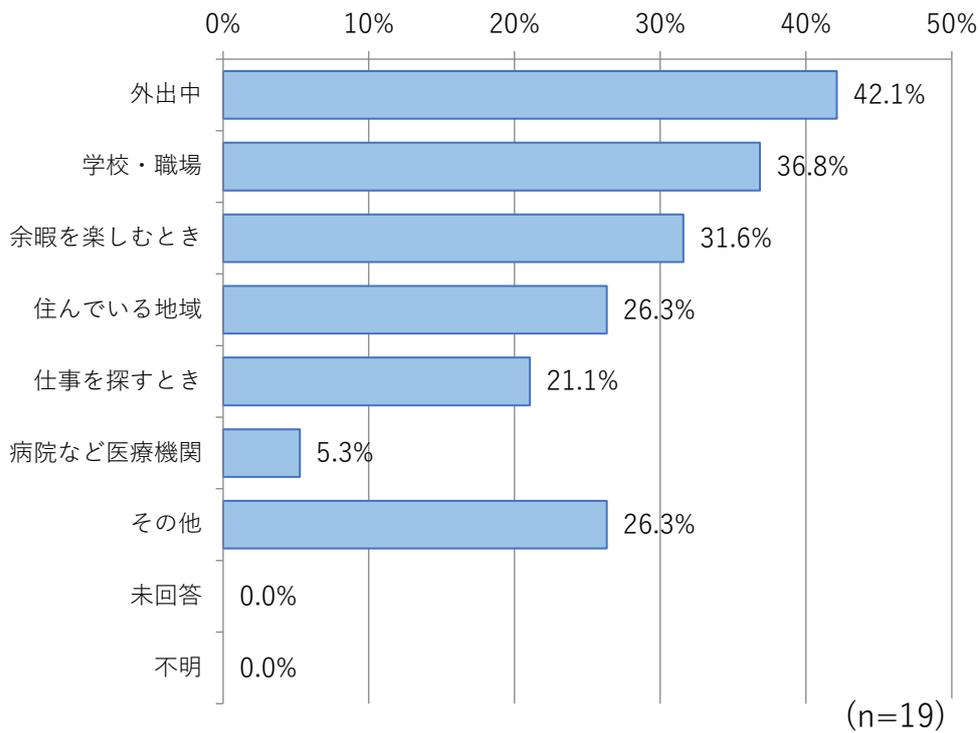
	度数	割合
ある	8	15.1%
少しある	11	20.8%
ない	29	54.7%
未回答	5	9.4%
不明	0	0.0%
合計	53	100.0%



【問 39 で「ある」「少しある」と答えた方がお答えください】

問 40 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

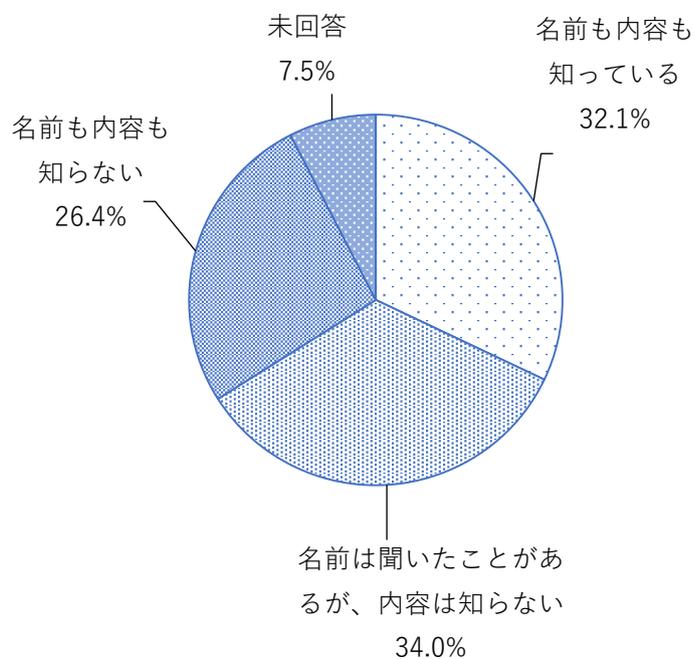
	度数	割合
外出中	8	42.1%
学校・職場	7	36.8%
余暇を楽しむとき	6	31.6%
住んでいる地域	5	26.3%
仕事を探すとき	4	21.1%
病院など医療機関	1	5.3%
その他	5	26.3%
未回答	0	0.0%
不明	0	0.0%
回答者数 n	19	



問 41 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つだけ)

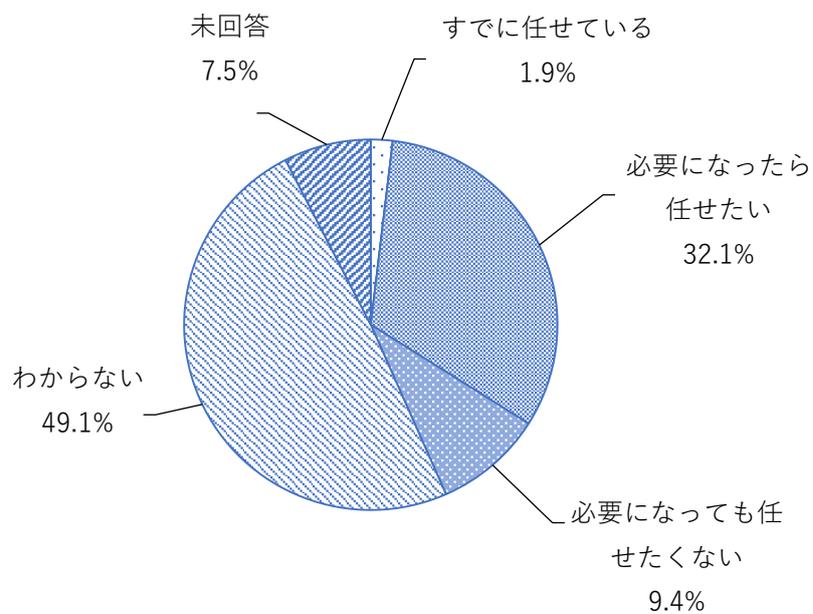
※金銭・財産の管理などの判断を本人に代わって親族や専門家（弁護士等）などが行う制度です。

	度数	割合
名前も内容も知っている	17	32.1%
名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	18	34.0%
名前も内容も知らない	14	26.4%
未回答	4	7.5%
不明	0	0.0%
合計	53	100.0%



問42 あなたは、自分自身では判断ができなくなった場合、「成年後見制度」を利用し、後見人に財産管理などを任せようと思いますか。

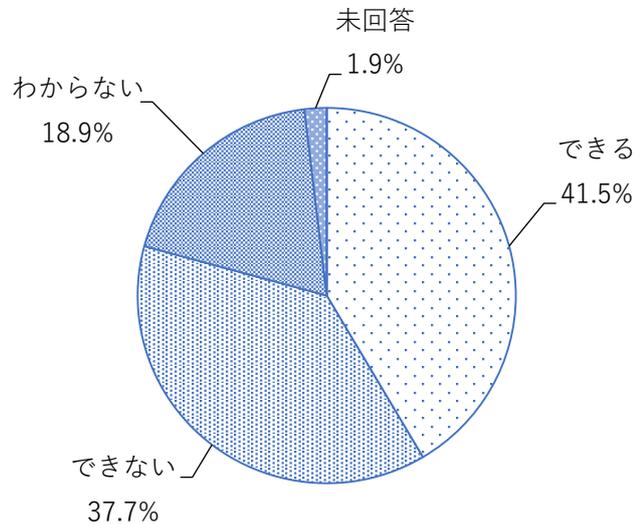
	度数	割合
すでに任せている	1	1.9%
すぐにでも任せたい	0	0.0%
必要になったら任せたい	17	32.1%
必要になっても任せたくない	5	9.4%
わからない	26	49.1%
未回答	4	7.5%
不明	0	0.0%
合計	53	100.0%



さいがいじ ひなんとう
8. 災害時の避難等について

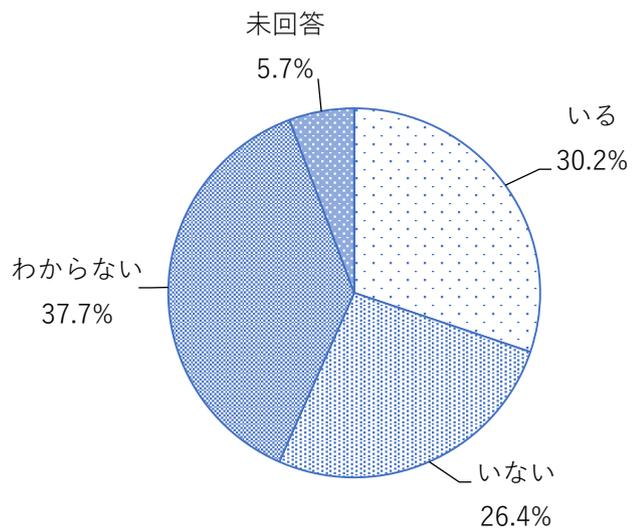
問 43 火事や地震等の災害時に1人で避難できますか。(〇は1つだけ)

	度数	割合
できる	22	41.5%
できない	20	37.7%
わからない	10	18.9%
未回答	1	1.9%
不明	0	0.0%
合計	53	100.0%



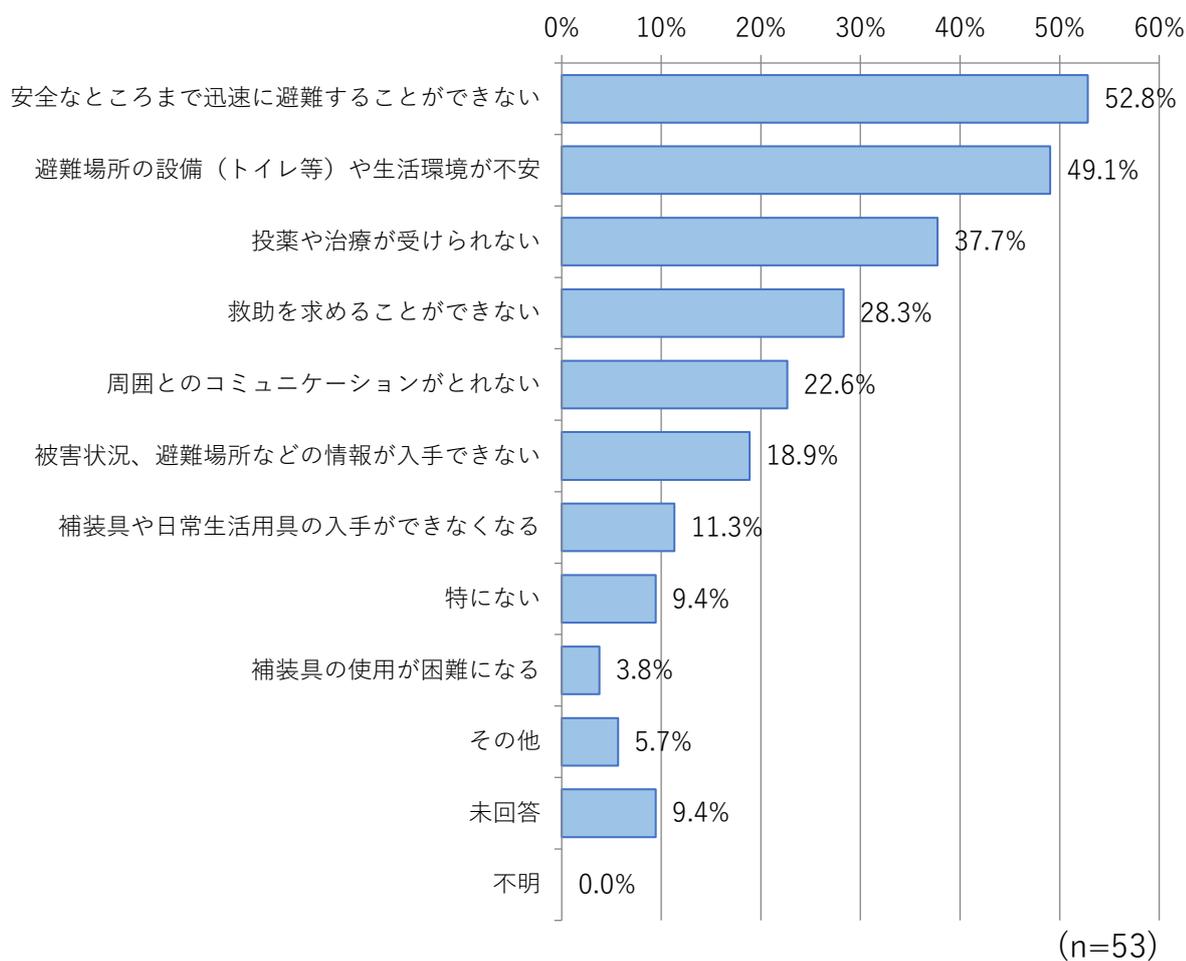
問 44 家族が不在の場合や1人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(〇は1つだけ)

	度数	割合
いる	16	30.2%
いない	14	26.4%
わからない	20	37.7%
未回答	3	5.7%
不明	0	0.0%
合計	53	100.0%



問 45 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

	度数	割合
安全なところまで迅速に避難することができない	28	52.8%
避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	26	49.1%
投薬や治療が受けられない	20	37.7%
救助を求めることができない	15	28.3%
周囲とのコミュニケーションがとれない	12	22.6%
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	10	18.9%
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	6	11.3%
特にない	5	9.4%
補装具の使用が困難になる	2	3.8%
その他	3	5.7%
未回答	5	9.4%
不明	0	0.0%
回答者数 n	53	



中川村障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行日：令和6（2024）年3月

発行：中川村

編集：中川村保健福祉課

住所：〒399-3892 長野県上伊那郡中川村大草 4045-1

電話：0265-88-3001